

改 正 案

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第三条）
第二章 船舶からの油の排出の規制（第四条―第九条）
第二章の二 船舶からの有害液体物質等の排出の規制等
第一節 船舶からの有害液体物質等の排出の規制（第九条の二―第九条の六）
第二節 登録確認機関（第九条の七―第九条の二十二）
第三章 船舶からの廃棄物の排出の規制（第十条―第十七条）
第四章 海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制（第十八条―第十九条の二の二）
第四章の二 船舶からの排出ガスの放出の規制（第十九条の三―第十九条の二十五）
第四章の三 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制（第十九条の二十六―第十九条の三十五）
第四章の四 船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等並びに大気汚染防止検査対象設備の検査等（第十九条の三十六―第十九条の五十四）
第五章 廃油処理事業等（第二十条―第三十七条）
第六章 海洋の汚染及び海上災害の防止措置（第三十八条―第四十二条の十二）

現 行

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第三条）
第二章 船舶からの油の排出の規制（第四条―第九条）
第二章の二 船舶からの有害液体物質等の排出の規制等
第一節 船舶からの有害液体物質等の排出の規制（第九条の二―第九条の六）
第二節 登録確認機関（第九条の七―第九条の二十二）
第三章 船舶からの廃棄物の排出の規制（第十条―第十七条）
第三章の二 船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等の検査等（第十七条の二―第十七条の二十）
第四章 海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制（第十八条―第十九条の二の二）
第四章の二 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制（第十九条の三―第十九条の十二）
第五章 廃油処理事業等（第二十条―第三十七条）
第六章 海洋の汚染及び海上災害の防止措置（第三十八条―第四十二条の十二）

第六章の二 独立行政法人海上災害防止センター

第一節 総則（第四十二条の十三―第四十二条の二十）

第二節 役員及び職員（第四十二条の二十一―第四十二条の二十四）

第三節 業務等（第四十二条の二十五―第四十二条の三十二）

第四節 雑則（第四十二条の三十三―第四十二条の三十九）

第七章 雑則（第四十三条―第五十四条）

第八章 罰則（第五十四条の二―第六十四条）

第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第六十五条―第六十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること、船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることにより、海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。

（海洋汚染等及び海上災害の防止）

第六章の二 独立行政法人海上災害防止センター

第一節 総則（第四十二条の十三―第四十二条の二十）

第二節 役員及び職員（第四十二条の二十一―第四十二条の二十四）

第三節 業務等（第四十二条の二十五―第四十二条の三十二）

第四節 雑則（第四十二条の三十三―第四十二条の三十九）

第七章 雑則（第四十三条―第五十四条）

第八章 罰則（第五十四条の二―第六十四条）

第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第六十五条―第六十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることにより、海洋の汚染及び海上災害を防止し、あわせて海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって海洋環境の保全並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。

（海洋の汚染及び海上災害の防止）

第二条 何人も、船舶、海洋施設又は航空機からの油、有害液体物質等又は廃棄物の排出、船舶からの排出ガスの放出その他の行為により海洋汚染等をしないように努めなければならない。

2 船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者は、油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があつた場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 船舶 海域（港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域を含む。以下同じ。）において航行の用に供する船舶類をいう。

二 油 原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油及びこれらの油を含む油性混合物（国土交通省令で定めるものを除く。以下単に「油性混合物」という。）をいう。

三 有害液体物質 油以外の液体物質（液化石油ガスその他の常温において液体でない物質であつて政令で定めるものを除く。次号において同じ。）のうち、海洋環境の保全の見地から有害である物質（その混合物を含む。）として政令で定める物質であつて船舶によるばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艀の洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質（海洋

第二条 何人も、油、有害液体物質等又は廃棄物の排出その他の行為により海洋を汚染しないように努めなければならない。

2 船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者は、油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があつた場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 船舶 海域（港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域を含む。以下同じ。）において航行の用に供する船舶類をいう。

二 油 原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油及びこれらの油を含む油性混合物（国土交通省令で定めるものを除く。以下単に「油性混合物」という。）をいう。

三 有害液体物質 油以外の液体物質（液化石油ガスその他の常温において液体でない物質であつて政令で定めるものを除く。次号において同じ。）のうち、海洋環境の保全の見地から有害である物質（その混合物を含む。）として政令で定める物質であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艀の洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質（海洋

において投入処分をし、又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他の環境省令で定める液体物質を除く。）をいう。

四 未査定液体物質 油及び有害液体物質以外の液体物質のうち、海洋環境の保全の見地から有害でない物質（その混合物を含む。）として政令で定める物質以外の物質であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艀の洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質（海洋において投入処分をし、又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他の環境省令で定める液体物質を除く。）をいう。

五 有害液体物質等 有害液体物質及び未査定液体物質をいう。

六 廃棄物 人が不要とした物（油及び有害液体物質等を除く。）をいう。

六の二 オゾン層破壊物質 オゾン層を破壊する物質であつて政令で定めるものをいう。

六の三 排出ガス 船舶において発生する物質であつて大気を汚染するものとして政令で定めるもの及びオゾン層破壊物質をいう。

七 排出 物を海洋に流し、又は落とすことをいう。

七の二 放出 物を海域の大気中に排出し、又は流出させることをいう。

八 焼却 海域において、物を処分するために燃焼させることをいう。

九 タンカー その貨物艀の大部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶及びその貨物艀の一部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶であつて当該貨物艀の一部分の容量が国土交通省令で定める容量以上であるもの（これらの貨物艀が専らばら積みの油以外の貨物の輸送の用に供されるものを除く。）

において投入処分をし、又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他の環境省令で定める液体物質を除く。）をいう。

四 未査定液体物質 油及び有害液体物質以外の液体物質のうち、海洋環境の保全の見地から有害でない物質（その混合物を含む。）として政令で定める物質以外の物質であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艀の洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質（海洋において投入処分をし、又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他の環境省令で定める液体物質を除く。）をいう。

五 有害液体物質等 有害液体物質及び未査定液体物質をいう。

六 廃棄物 人が不要とした物（油及び有害液体物質等を除く。）をいう。

七 排出 物を海洋に流し、又は落とすことをいう。

八 焼却 海域において、物を処分するために燃焼させることをいう。

九 タンカー その貨物艀の大部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶及びその貨物艀の一部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶であつて当該貨物艀の一部分の容量が国土交通省令で定める容量以上であるもの（これらの貨物艀が専らばら積みの油以外の貨物の輸送の用に供されるものを除く。）

をいう。

十 海洋施設 海域に設けられる工作物（固定施設により当該工作物と陸地との間を人が往来できるもの及び専ら陸地から油又は廃棄物を排出するため陸地に接続して設けられるものを除く。）で政令で定めるものをいう。

十一 航空機 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。

十二 ビルジ 船底にたまつた油性混合物をいう。

十三 廃油 船舶内において生じた不要な油をいう。

十四 廃油処理施設 廃油の処理（廃油が生じた船舶内とする処理を除く。以下同じ。）の用に供する設備（以下「廃油処理設備」という。）の総体をいう。

十五 廃油処理事業 一般の需要に応じ、廃油処理施設により廃油の処理をする事業をいう。

十五の二 海洋汚染等 海洋の汚染並びに船舶から放出される排出ガスによる大気汚染及びオゾン層の破壊をいう。

十六 危険物 原油、液化石油ガスその他の政令で定める引火性の物質をいう。

十七 海上災害 油若しくは有害液体物質等の排出又は海上火災（海域における火災をいう。以下同じ。）により人の生命若しくは身体又は財産に生ずる被害をいう。

十八 海洋環境の保全等 海洋環境の保全並びに船舶から放出される排出ガスによる大気汚染及びオゾン層の破壊に係る環境の保全をいう。

第二章の二 船舶からの有害液体物質等の排出の規制等

をいう。

十 海洋施設 海域に設けられる工作物（固定施設により当該工作物と陸地との間を人が往来できるもの及び専ら陸地から油又は廃棄物を排出するため陸地に接続して設けられるものを除く。）で政令で定めるものをいう。

十一 航空機 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。

十二 ビルジ 船底にたまつた油性混合物をいう。

十三 廃油 船舶内において生じた不要な油をいう。

十四 廃油処理施設 廃油の処理（廃油が生じた船舶内とする処理を除く。以下同じ。）の用に供する設備（以下「廃油処理設備」という。）の総体をいう。

十五 廃油処理事業 一般の需要に応じ、廃油処理施設により廃油の処理をする事業をいう。

十六 危険物 原油、液化石油ガスその他の政令で定める引火性の物質をいう。

十七 海上災害 油若しくは有害液体物質等の排出又は海上火災（海域における火災をいう。以下同じ。）により人の生命若しくは身体又は財産に生ずる被害をいう。

第二章の二 船舶からの有害液体物質等の排出の規制等

第一節 船舶からの有害液体物質等の排出の規制

(船舶からの有害液体物質の排出の禁止)

第九条の二 何人も、海域において、船舶から有害液体物質を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する有害液体物質の排出については、この限りでない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための有害液体物質の排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により有害液体物質が排出された場合において引き続き有害液体物質の排出を防止するための可能な一切の措置をとったときの当該有害液体物質の排出

2 前項本文の規定は、国土交通省令で定める有害液体物質の輸送の用に供されていた貨物艙（水バラストの排出のための設備を含む。）であつて国土交通省令で定める浄化方法により洗浄されたものの水バラストの排出については、適用しない。

3 第一項本文の規定は、船舶からの有害液体物質の排出（前項の規定による水バラストの排出を除く。）であつて、事前処理の方法、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に適合するものについては、適用しない。

4 前項の規定により有害液体物質を排出する場合において、その有害液体物質がその排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして政令で定める有害液体物質であるときは、当該有害液体物質を船舶から排出しようとする者は、その実施する事前処理が同項の政令で定める基準に適合するものであることについて、海上保安庁長官又は第九条の七の規定により海上保安庁長官の登録を受けた者（以下「登録確認機関」という。）（当該事前処理が千九百七十

第一節 船舶からの有害液体物質等の排出の規制

(船舶からの有害液体物質の排出の禁止)

第九条の二 何人も、海域において、船舶から有害液体物質を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する有害液体物質の排出については、この限りでない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための有害液体物質の排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により有害液体物質が排出された場合において引き続き有害液体物質の排出を防止するための可能な一切の措置をとったときの当該有害液体物質の排出

2 前項本文の規定は、国土交通省令で定める有害液体物質の輸送の用に供されていた貨物艙（水バラストの排出のための設備を含む。）であつて国土交通省令で定める浄化方法により洗浄されたものの水バラストの排出については、適用しない。

3 第一項本文の規定は、船舶からの有害液体物質の排出（前項の規定による水バラストの排出を除く。）であつて、事前処理の方法、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に適合するものについては、適用しない。

4 前項の規定により有害液体物質を排出する場合において、その有害液体物質がその排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして政令で定める有害液体物質であるときは、当該有害液体物質を船舶から排出しようとする者は、その実施する事前処理が同項の政令で定める基準に適合するものであることについて、海上保安庁長官又は第九条の七の規定により海上保安庁長官の登録を受けた者（以下「登録確認機関」という。）（当該事前処理が千九百七十

三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書（以下「第一議定書」という。）の締約国である外国（以下「第一議定書締約国」という。）において行われる場合にあっては、当該第一議定書締約国の政府が任命し、又は指定した者の確認を受けなければならない。ただし、第一議定書締約国以外の外国で事前処理を行う場合は、この限りでない。

5 前項の規定による確認は、同項の規定による確認を受けようとする者の申請に基づいて行う。

6 前二項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、確認済証の交付その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書（以下単に「議定書」という。）の締約国たる外国（以下「議定書締約国」という。）において行われる場合にあっては、当該議定書締約国の政府が任命し、又は指定した者の確認を受けなければならない。ただし、議定書締約国以外の外国で事前処理を行う場合は、この限りでない。

5 前項の規定による確認は、同項の規定による確認を受けようとする者の申請に基づいて行う。

6 前二項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、確認済証の交付その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第三章の二 船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等の検査等

（定期検査）

第十七条の二 海洋汚染防止設備（第五条第一項から第三項まで、第九条の三第一項又は第十条の二第一項に規定する設備をいう。以下同じ。）を設置すべき船舶のうち、当該船舶からの油、有害液体物質又はふん尿等の排出があつた場合における海洋の汚染を最小限度にとどめるために国土交通大臣の検査を必要とするものとしてその用途、航行する海域、大きさ等の区分に応じ国土交通省令で定める船舶及び油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書を備え置き、又は掲示すべき船舶（当該船舶に備え置き、又は掲示された油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書（以下「海洋汚染防止緊急措置手引書等」という。）が第七条の二第二項（第九条の四第九項において準用する場合を含む）

次条において同じ。）に規定する技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通省令で定めるものを除く。）（以下「検査対象船舶」という。）の船舶所有者は、当該検査対象船舶を初めて航行の用に供しようとするときは、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備（タンカー又は第九条の三第三項に規定する船舶にあつては、その貨物艙を含む。以下「海洋汚染防止設備等」という。）及び当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う定期検査を受けなければならない。次条第一項の海洋汚染防止証書の交付を受けた検査対象船舶をその有効期間満了後も航行の用に供しようとするときも、同様とする。

（海洋汚染防止証書）

第十七条の三 国土交通大臣は、前条の検査の結果、当該海洋汚染防止設備等及び当該海洋汚染防止緊急措置手引書等がそれぞれ第五条第四項、第五条の二、第九条の三第二項若しくは第三項若しくは第十条の二第二項又は第七条の二第二項に規定する技術上の基準（以下この章において「技術基準」という。）に適合すると認めるときは、船舶所有者に対し、海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関し国土交通省令で定める区分に従い、海洋汚染防止証書を交付しなければならない。

2 前項の海洋汚染防止証書（以下「海洋汚染防止証書」という。）の有効期間は、五年（平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間）とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める

事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3 前項ただし書に規定する事務は、外国にあつては、日本の領事官が行う。

4 行政不服審査法に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に關して必要な事項は、政令で定める。

5 第十七条の十二第二項に規定する船舶に係る海洋汚染防止証書の有効期間は、当該検査対象船舶が当該船級の登録を抹消されたときは、満了するものとみなす。

6 国土交通大臣は、海洋汚染防止証書を交付する場合には、当該検査対象船舶の用途、航行する海域その他の事項に關し必要な条件を付し、これを当該海洋汚染防止証書に記載することができる。

(中間検査)

第十七条の四 海洋汚染防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者は、海洋汚染防止証書の有効期間中において国土交通省令で定める時期に、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等（ふん尿等排出防止設備を除く。）及び当該検査対象船舶に備え置き、又は揭示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う中間検査を受けなければならない。

(臨時検査)

第十七条の五 海洋汚染防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者は、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等について国土交通省令で定める改造又は修理を行うとき、当該検査対象船舶に

備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通省令で定める変更を行うときその他国土交通省令で定めるときは、当該海洋汚染防止設備等又は当該海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う臨時検査を受けなければならない。

（証書の効力の停止）

第十七条の六 国土交通大臣は、前二条の検査の結果、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等又は当該検査対象船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合していないと認めるときは、技術基準に適合することとなつたと認めるまでの間、当該海洋汚染防止設備等又は当該海洋汚染防止緊急措置手引書等に係る海洋汚染防止証書の効力を停止するものとする。

（臨時海洋汚染防止証書）

第十七条の七 有効な海洋汚染防止証書を受有していない検査対象船舶の船舶所有者は、当該検査対象船舶を臨時に航行の用に供しようとするときは、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等及び当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う検査を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の検査の結果、当該海洋汚染防止設備等及び当該海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合すると認めるときは、船舶所有者に対し、第十七条の三第一項の国土交通省令で定める区分に従い、有効期間を定めて臨時海洋汚染防止証書を交付しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の臨時海洋汚染防止証書（以下「臨時海洋汚染防止証書」という。）を交付する場合には、当該検査対象船舶の航行

する海域その他の事項に關し必要な条件を付し、これを当該臨時海洋汚染防止証書に記載することができる。

（海洋汚染防止検査手帳）

第十七条の八 国土交通大臣は、第十七条の二、第十七条の四、第十七条の五又は前条第一項の検査（以下「法定検査」という。）に關する事項を記録するため、最初の定期検査に合格した検査対象船舶の船舶所有者に対し、海洋汚染防止検査手帳を交付しなければならない。

（国際海洋汚染防止証書）

第十七条の九 国土交通大臣は、国際航海に従事する検査対象船舶の船舶所有者の申請により、第十七条の三第一項の国土交通省令で定める区分に従い、国際海洋汚染防止証書を交付するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の国際海洋汚染防止証書（以下「国際海洋汚染防止証書」という。）の交付に当たつては、当該検査対象船舶に係る海洋汚染防止証書若しくは臨時海洋汚染防止証書又は船舶検査証書（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項の船舶検査証書をいう。）若しくは臨時航行許可証（同条第二項の臨時航行許可証をいう。）の記載その他の事項を審査して、行うものとする。

3 国際海洋汚染防止証書の有効期間は、海洋汚染防止証書の有効期間の満了する日（臨時海洋汚染防止証書の交付を受けた船舶にあつては、当該臨時海洋汚染防止証書の有効期間の満了する日）までとする。

4 第十七条の三第二項ただし書、第五項及び第六項並びに第十七条の六の規定は、国際海洋汚染防止証書について準用する。

（検査対象船舶の航行）

第十七条の十 検査対象船舶は、有効な海洋汚染防止証書又は臨時海洋汚染防止証書の交付を受けているものでなければ、航行の用に供してはならない。

2 検査対象船舶は、有効な国際海洋汚染防止証書の交付を受けているものでなければ、国際航海に従事させてはならない。

3 検査対象船舶は、海洋汚染防止証書、臨時海洋汚染防止証書又は国際海洋汚染防止証書に記載された条件に従わなければ、航行の用に供してはならない。

4 第一項及び前項の規定は、法定検査又は船舶安全法第五条第一項の規定による検査のために試運転を行う場合については、適用しない。

(海洋汚染防止証書等の備置き)

第十七条の十一 海洋汚染防止証書、臨時海洋汚染防止証書若しくは国際海洋汚染防止証書又は海洋汚染防止検査手帳の交付を受けた船舶所有者は、当該検査対象船舶内に、これらの証書又は手帳を備え置かなければならない。

(船級協会の検査)

第十七条の十二 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等についての検査を行う者として登録することができる。

2 前項の規定による登録を受けた者（以下単に「船級協会」という。）が海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶は、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該海洋汚染防止設備等及び当該海洋汚染防止緊急措置手引書等について法定検査を行い、技術基準に適合する

と認めたものとみなす。

3 船舶安全法第三章第一節（第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号（第二十五条の三十第四項の規定の準用に係る部分に限る。）並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会及び検査について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるものとする。

（再検査）

第十七条の十三 法定検査の結果に不服がある者は、当該検査の結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。

2 前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。

3 再検査を申請した者は、国土交通大臣の許可を受けた後でなければ関係部分の現状を変更してはならない。

4 法定検査の結果に不服がある者は、第一項及び第二項の規定によることによつてのみこれを争うことができる。

（技術基準適合命令等）

第十七条の十四 国土交通大臣は、当該船舶に設置された海洋汚染防止設備等又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海洋汚染防止証書又は臨時海洋汚染防止証書の返納、当該海洋汚染防止設備等の改造又は修理、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、当該船舶の船舶所有者がその命令に従わない場合において、その航行を継続することが海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、当該船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

3 国土交通大臣があらかじめ指定する国土交通省の職員は、前項に規定する場合において、海洋環境の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

4 国土交通大臣は、第二項の規定による処分に係る船舶について、第一項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならない。

(船舶安全法の準用)

第十七条の十五 船舶安全法第六条第三項及び第四項、第六条ノ二から第六条ノ四まで、第九条第三項から第五項まで、第十一条、第二十九条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、海洋汚染防止設備の検査又は検定について準用する。この場合において、同法第六条第三項中「第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあり、並びに同

法第六条ノ二、第六条ノ三及び第六条ノ四第一項中「船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第五条第一項乃至第三項、第九条の三第一項又は第十条の二第一項ニ規定スル」と、同法第六条第四項中「前三項」とあるのは「前項」と、「前条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第一項ノ製造検査（前項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル）」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の八ニ規定スル法定検査」と、同法第六条ノ二及び第六条ノ三中「第五条第一項第三号」とあるのは「同法第十七条の五」と、同法第六条ノ二中「第二条第一項ニ規定スル」とあるのは「同法第五条第四項、第九条の三第二項又は第十条の二第二項ニ規定スル」と、同条中「第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及前条ノ検査」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第六条ノ検査」とあるのは「同法第十七条の八ニ規定スル法定検査及び同法第十七条の十五第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と、同法第六条ノ三中「定期検査又ハ中間検査」とあるのは「同法第十七条の二又ハ第十七条の四ノ検査」と、「臨時検査」とあるのは「同法第十七条の五ノ検査」と読み替えるものとする。

2 船舶安全法第十二条第一項及び第二項の規定は、前項において準用する同法第六条ノ二又は第六条ノ三の規定による認定を受けた者について準用する。この場合において、同法第十二条第二項中「船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ」とあるのは、「船舶ノ海洋汚染防止設備ノ製造、改造若シクハ修理又ハ整備ニ関シ」と読み替えるものとする。

3 船舶安全法第三章第一節（第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第一項において準用する同法第六条ノ四第一項の登録、登録検定機関及び登録検定

機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

（外国船舶に関する特例）

第十七条の十六 第十七条の二から第十七条の十四までの規定は、外国船舶については適用しない。ただし、本邦の各港間又は港のみを航行する外国船舶については、この限りでない。

（外国船舶の監督）

第十七条の十七 国土交通大臣は、本邦の港又は沿岸の係留施設にある外国船舶（前条ただし書に規定するものを除く。次項において「監督対象外国船舶」という。）に設置された海洋汚染防止設備等又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合していないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該海洋汚染防止設備等の改造又は修理、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、監督対象外国船舶の乗組員のうち油又は有害液体物質の取扱いに関する作業を行うものが、当該取扱いに関し遵守すべ

き事項のうち国土交通省令で定めるもの（以下この項において「特定遵守事項」という。）に関する必要な知識を有しないと認めるときその他特定遵守事項に従つて作業を行うことができないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該乗組員に特定遵守事項に関する必要な知識を習得させることその他特定遵守事項に従つて作業を行わせるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第十七条の十四第二項から第四項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「船舶所有者が」とあるのは「船長が」と、「船舶所有者又は船長」とあるのは「船長」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十七条の十七第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

（議定書締約国の政府が発行する条約証書）

第十七条の十八 検査対象船舶である日本船舶の船舶所有者又は船長は、議定書締約国の政府から条約証書（議定書締約国の政府が議定書に定める証書として交付する書面であつて、当該船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等が議定書に定める基準に適合していることを証するものをいう。以下同じ。）の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

2 前項の規定により交付を受けた条約証書は、第十七条の九第一項の規定により国土交通大臣が交付した国際海洋汚染防止証書とみなす。

（議定書締約国の船舶に対する証書の交付）

第十七条の十九 国土交通大臣は、議定書締約国の政府から当該議定書締約国の船舶（第十七条の十六ただし書に規定する外国船舶を除く。）について国際海洋汚染防止証書に相当する証書を交付することの要請

第四章の二 船舶からの排出ガスの放出の規制

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十九条の三 船舶に設置される原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。）から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、放出海域並びに原動機の種類及び能力に応じて、政令で定める。

(放出量確認)

第十九条の四 船舶に設置される原動機（その種類、出力、用途等が国土交通省令で定める基準に該当しないものを除く。以下同じ。）の製作

があつた場合には、当該船舶に設置されている海洋汚染防止設備等及び当該船舶に備え置き、又は掲示されている海洋汚染防止緊急措置手引書等について、第十七条の二の規定による検査に相当する検査を行うものとし、その検査の結果、当該海洋汚染防止設備等及び当該海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合すると認めるときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、国際海洋汚染防止証書に相当する証書を交付するものとする。

(国土交通省令への委任)

第十七条の二十 検査の申請書の様式、検査の実施方法その他海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等の検査に関し必要な事項並びに海洋汚染防止証書、臨時海洋汚染防止証書及び国際海洋汚染防止証書の様式、これらの証書の交付、再交付及び書換えその他これらの証書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

を業とする者その他国土交通省令で定める者（以下「原動機製作者等」という。）は、当該原動機が船舶に設置される前に、当該原動機からの窒素酸化物の放出量が前条の放出基準に適合するものであることについて、国土交通大臣の行う確認を受けなければならない。ただし、当該原動機が船舶に設置される前に当該確認を受けることが困難な事由として国土交通省令で定めるものに該当する場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、次条の規定により原動機取扱手引書の承認を受けた後、その承認に係る原動機が船舶に設置される前に、当該原動機について窒素酸化物の放出量を増大させることとなる改造その他の国土交通省令で定める改造を行つた場合について準用する。

（原動機取扱手引書）

第十九条の五 前条第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）の確認（以下「放出量確認」という。）を受けた原動機製作者等は、当該原動機の仕様及び性能、当該原動機の設置、運転、整備その他当該原動機の取扱いに当たり遵守すべき事項、当該原動機に係る窒素酸化物の放出状況の確認方法その他の国土交通省令で定める事項を記載した原動機取扱手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

（国際大気汚染防止原動機証書）

第十九条の六 国土交通大臣は、第十九条の四第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により放出量確認をし、かつ、前条の規定により同条の原動機取扱手引書（以下「原動機取扱手引書」という。）を承認したときは、当該原動機製作者等に対し、国際大気汚

染防止原動機証書を交付しなければならない。

(原動機の設置)

第十九条の七 国土交通省令で定める船舶（以下「基準適合原動機設置対象船舶」という。）に原動機を設置する船舶所有者は、次項の規定による場合を除き、前条の国際大気汚染防止原動機証書（以下「国際大気汚染防止原動機証書」という。）の交付を受けた原動機を設置しなければならない。

2 船舶所有者は、第十九条の四第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する場合において、国土交通大臣の行う放出量確認を受けることなく原動機を基準適合原動機設置対象船舶に設置したときは、当該基準適合原動機設置対象船舶に設置された原動機について国土交通大臣の行う放出量確認に相当する確認を受け、かつ、原動機取扱手引書について国土交通大臣の承認を受けなければならない。

3 前項の規定は、原動機を基準適合原動機設置対象船舶に設置した後、当該原動機について窒素酸化物の放出量を増大させることとなる改造その他の国土交通省令で定める改造を行った場合について準用する。

4 基準適合原動機設置対象船舶に設置する原動機は、国土交通大臣の承認を受けた原動機取扱手引書（以下「承認原動機取扱手引書」という。）に従い、かつ、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するよう設置しなければならない。

(国際大気汚染防止原動機証書等の備置き)

第十九条の八 船舶所有者は、基準適合原動機設置対象船舶に原動機を設置したときは、当該基準適合原動機設置対象船舶内に、国際大気汚

染防止原動機証書（交付を受けている場合に限る。）及び承認原動機取扱手引書を備え置かなければならない。

（原動機の運転）

第十九条の九 基準適合原動機設置対象船舶に設置された原動機は、承認原動機取扱手引書に従い、かつ、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように運転しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- 一 基準適合原動機設置対象船舶の安全を確保し、又は人命を救助するために必要な場合
- 二 基準適合原動機設置対象船舶の損傷その他やむを得ない原因により窒素酸化物が放出された場合において、引き続き窒素酸化物の放出を防止するための可能な一切の措置をとつたとき。

（小型船舶検査機構の放出量確認等）

第十九条の十 国土交通大臣は、小型船舶検査機構（以下「機構」という。）に、総トン数が二十トン未満の基準適合原動機設置対象船舶に設置される原動機に係る放出量確認（第十九条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する放出量確認に相当する確認を含む。第十九条の十五第一項及び第二項において同じ。）、原動機取扱手引書の承認及び国際大気汚染防止原動機証書の交付に関する事務（以下「小型船舶用原動機放出量確認等事務」という。）を行わせることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により機構に小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わせるときは、機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を開始する日及び小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う事務

所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により機構に小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わせるときは、自ら小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わないものとする。

4 機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う場合における第十九条の四から第十九条の七まで、第十九条の十五第二項及び第十九条の十七第二項の規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「小型船舶検査機構」とする。

（小型船舶用原動機放出量確認等事務規程）

第十九条の十一 機構は、小型船舶用原動機放出量確認等事務の開始前に、小型船舶用原動機放出量確認等事務に関する規程（以下「小型船舶用原動機放出量確認等事務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をした小型船舶用原動機放出量確認等事務規程が小型船舶用原動機放出量確認等事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その小型船舶用原動機放出量確認等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 小型船舶用原動機放出量確認等事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

（小型船舶用原動機放出量確認等業務員）

第十九条の十二 機構は、小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う場合において、小型船舶用原動機からの空素酸化物の放出量が第十九条の三の放出基準に適合するかどうかの判定に関する業務及び放出量確

認を受けた原動機製作者等が作成した原動機取扱手引書の承認に関する業務については、小型船舶用原動機放出量確認等業務員に行わせなければならない。

2| 小型船舶用原動機放出量確認等業務員は、放出量確認又はこれに準ずる業務に関する知識及び経験に関する国土交通省令で定める要件を備える者のうちから、選任しなければならない。

3| 機構は、小型船舶用原動機放出量確認等業務員を選任したときは、その日から十五日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4| 国土交通大臣は、小型船舶用原動機放出量確認等業務員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは小型船舶用原動機放出量確認等事務規程に違反する行為をしたとき、又は小型船舶用原動機放出量確認等事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、機構に対し、当該小型船舶用原動機放出量確認等業務員の解任を命ずることができる。

5| 前項の規定による命令により小型船舶用原動機放出量確認等業務員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶用原動機放出量確認等業務員となることができない。

(小型船舶用原動機の放出量確認設備)

第十九条の十三 機構は、小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う事務所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、放出量確認設備を備え、かつ、これを維持しなければならない。

(国土交通大臣による小型船舶用原動機放出量確認等事務の実施等)

第十九条の十四 国土交通大臣は、第十九条の十第三項の規定にかかわ

らず、機構が天災その他の事由により小型船舶用原動機放出量確認等事務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該小型船舶用原動機放出量確認等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2| 国土交通大臣は、前項の規定により小型船舶用原動機放出量確認等事務の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は同項の規定により自ら行つてゐる小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

3| 国土交通大臣が第一項の規定により小型船舶用原動機放出量確認等事務の全部又は一部を自ら行う場合における小型船舶用原動機放出量確認等事務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

(船級協会の放出量確認等)

第十九条の十五 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を基準適合原動機設置対象船舶に設置される原動機に係る放出量確認、原動機取扱手引書の承認及び国際大気汚染防止原動機証書の交付に関する事務を行う者として登録する。

2| 前項の規定による登録を受けた者（次項において「船級協会」という。）が原動機からの窒素酸化物の放出量が第十九条の三の放出基準に適合するものであることについて確認をし、原動機取扱手引書の承認を行い、及び国際大気汚染防止原動機証書に相当する書面を交付したときは、当該原動機に係る確認、承認された原動機取扱手引書及び交付された書面は、それぞれ国土交通大臣が行つた放出量確認、承認をした原動機取扱手引書及び交付した国際大気汚染防止原動機証書とみなす。

3| 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第三章第一節（第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号（第二十五条の三十第四項の規定の準用に係る部分に限る。）並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに確認、承認及び交付について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第一の二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるものとする。

（外国船舶に設置される原動機に関する特例）

第十九条の十六 第十九条の三から前条まで（第十九条の七第四項及び第十九条の九を除く。）の規定は、外国船舶に設置される原動機については、適用しない。ただし、本邦の各港間又は港のみを航行する外国船舶に設置される原動機については、この限りでない。

2| 外国船舶に設置される原動機（前項ただし書に規定するものを除く。）に係る第十九条の七第四項及び第十九条の九の規定の適用については、第十九条の七第四項中「国土交通大臣の承認を受けた原動機取扱手引書（以下「承認原動機取扱手引書」という。）に従い、かつ、国土交通省令」とあり、及び第十九条の九中「承認原動機取扱手引書に従い、かつ、国土交通省令」とあるのは、「国土交通省令」とする。

（第二議定書締約国の政府が発行する原動機条約証書等）

第十九条の十七 基準適合原動機設置対象船舶である日本船舶に千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書（以下「第二議定書」という。）の締約国である外国（以下「第二議定書締約国」という。）において製造した原動機を設置しようとする者は、当該第二議定書締約国の政府から原動機取扱手引書に相当する図書の記載内容が第二議定書に照らし適正なものであることについての確認及び原動機条約証書（第二議定書締約国の政府が第二議定書に定める証書として交付する書面であつて、当該原動機が第二議定書に定める基準に適合していることを証するものをいう。以下同じ。）の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならぬ。

2 前項の規定により確認を受けた図書及び交付を受けた原動機条約証書は、それぞれ第十九条の五の規定により国土交通大臣が承認をした原動機取扱手引書及び第十九条の六の規定により国土交通大臣が交付した国際大気汚染防止原動機証書とみなす。

（第二議定書締約国の船舶に設置される原動機に対する証書の交付）

第十九条の十八 国土交通大臣は、第二議定書締約国の政府から当該第二議定書締約国の船舶（第十九条の十六第一項ただし書に規定する外国船舶を除く。）に設置される原動機であつて本邦内において製造されるものについて国際大気汚染防止原動機証書に相当する証書を交付することの要請があつた場合において、当該原動機について放出量確認に相当する確認をし、かつ、原動機取扱手引書の承認に相当する承認をしたときは、当該原動機を設置しようとする者に対し、国際大気汚染防止原動機証書に相当する証書を交付するものとする。

〔国土交通省令への委任〕

第十九条の十九 放出量確認（第十九条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び前条に規定する放出量確認に相当する確認を含む。以下この条において同じ。）及び原動機取扱手引書の承認の申請書の様式、放出量確認の実施方法その他放出量確認及び原動機取扱手引書の承認に関し必要な事項並びに国際大気汚染防止原動機証書の様式、国際大気汚染防止原動機証書の交付、再交付及び書換えその他国際大気汚染防止原動機証書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

〔審査請求〕

第十九条の二十 機構がした小型船舶用原動機放出量確認等事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し行政不服審査法による審査請求をすることができる。

〔燃料油の使用等〕

第十九条の二十一 何人も、海域において、船舶に燃料油を使用するとき、政令で定める海域ごとに、硫黄分の濃度その他の品質が政令で定める基準に適合する燃料油を使用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するために必要な場合
- 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により政令で定める基準に適合しない燃料油を使用した場合において、引き続き当該燃料油の使用による硫黄酸化物の放出を防止するための可能な一切の措置をとったとき。

2 前項本文の規定は、政令で定める海域において硫黄分の濃度その他の品質が政令で定める基準に適合する燃料油を使用する場合において、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する硫黄酸化物放出低減装置（船舶からの硫黄酸化物の放出量を低減させるための装置をいう。）を設置し、かつ、使用するとき、その他国土交通省令で定める技術的措置が講じられているときは、適用しない。

（燃料油供給証明書等）

第十九条の二十二 国土交通省令で定める船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）は、当該船舶に燃料油を搭載する場合においては、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十七条の十一第二項の規定により交付された書面（外国において燃料油を搭載する場合にあつては、当該書面に相当するものとして国土交通省令で定める要件に適合する書面。以下「燃料油供給証明書」という。）及び提出された試料（外国において燃料油を搭載する場合にあつては、当該試料に相当するものとして国土交通省令で定める要件に適合する試料。以下同じ。）を、当該燃料油を搭載した日から国土交通省令で定める期間を経過するまでの間、当該船舶内に備え置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、燃料油供給証明書及び試料に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（揮発性物質放出規制港湾の指定）

第十九条の二十三 国土交通大臣は、揮発性有機化合物質（油、有害液体物質等その他の貨物から揮発することにより発生する有機化合物質をいう。以下同じ。）を放出する貨物の積込みの状況その他の事情から

判断して揮発性有機化合物質の放出による大気の汚染を防止するための措置を講ずる必要があると認められる港湾について、これを揮発性物質放出規制港湾として指定することができる。

2| 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該港湾の港湾管理者の意見を聴かなければならない。

3| 環境大臣は、船舶からの揮発性有機化合物質の放出の抑制を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、港湾を特定して、第一項の指定を求めることができる。

4| 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、揮発性物質放出規制港湾の名称及びその区域を公示しなければならない。

5| 第二項及び第三項の規定は、外国の港湾を指定する場合には、適用しない。

6| 前各項の規定は、第一項の規定による指定の変更又は廃止について準用する。

（揮発性物質放出防止設備等）

第十九条の二十四 船舶所有者は、揮発性物質放出規制港湾において揮発性有機化合物質を放出する貨物の積み込みが行われる場合には、当該船舶（その用途、総トン数、貨物の種類等の区分に応じ国土交通省令で定めるものに限る。以下「揮発性物質放出規制対象船舶」という。）に、揮発性有機化合物質の放出による大気の汚染を防止するための設備（以下「揮発性物質放出防止設備」という。）を設置しなければならない。

2| 前項の規定による揮発性物質放出防止設備の設置に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

3 揮発性物質放出規制港湾にある揮発性物質放出規制対象船舶におい

て揮発性有機化合物質を放出する貨物の積込みを行う者は、国土交通
省令で定めるところにより、揮発性物質放出防止設備を使用しなけれ
ばならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この
限りでない。

- 一 揮発性物質放出規制対象船舶の安全を確保し、又は人命を救助す
るために必要な場合
- 二 揮発性物質放出規制対象船舶の損傷その他やむを得ない原因によ
り揮発性有機化合物質が放出された場合において、引き続き揮発性
有機化合物質の放出を防止するための可能な一切の措置をとつたと
き。

(オゾン層破壊物質)

第十九条の二十五 船舶所有者は、オゾン層破壊物質を含む材料を使用
した船舶（国土交通省令で定める船舶を除く。）又はオゾン層破壊物質
を含む設備を設置した船舶（国土交通省令で定める船舶を除く。）を航
行の用に供してはならない。

第四章の三 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び
廃棄物の焼却の規制

(油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制)

第十九条の二十六 何人も、船舶又は海洋施設において、油、有害液体
物質等又は廃棄物（以下この条及び次条において「油等」という。）で
あつて、その焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれが
あるものとして政令で定めるものの焼却をしてはならない。

第四章の二 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び
廃棄物の焼却の規制

(油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制)

第十九条の二の三 何人も、船舶又は海洋施設において、その焼却が海
洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定
める油、有害液体物質等又は廃棄物（以下この条及び次条において「油
等」という。）の焼却をしてはならない。

2 船舶において、前項の政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる不要なもの（以下「船舶発生油等」という。）の焼却をしようとする者は、政令で定めるところにより、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備（船舶発生油等の焼却の用に供される設備をいう。以下同じ。）を用いてこれを行わなければならない。ただし、次に掲げる焼却については、この限りでない。 一 国土交通省令で定める船舶発生油等の焼却であつて、政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準に従つて行うもの 二 海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶において専ら当該活動に伴い発生する船舶発生油等の焼却 3 船舶所有者は、船舶に船舶発生油等焼却設備を設置したときは、当該船舶発生油等焼却設備の使用、整備その他当該船舶発生油等焼却設備の取扱いに当たり遵守すべき事項その他の国土交通省令で定める事項を記載した船舶発生油等焼却設備取扱手引書を作成し、これを船舶内に備え置かなければならない。 4 船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）は、当該船舶に設置された船舶発生油等焼却設備の取扱いに関する作業については、前項の船舶発生油等焼却設備取扱手引書に定められた事項を適確に実施することができ、る者に行わせなければならぬ。 5 船舶又は海洋施設において、第一項の政令で定める油等以外の油等（船舶発生油等を除く。）の焼却をしようとする者は、政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準に従い、当該油等の焼却をしなければならない。 6 前項の規定により油等の焼却をする場合において、その油等がその焼却につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして政令で定める油等であるときは、当該油等の焼却をしようとする	2 船舶又は海洋施設において、前項の政令で定める油等以外の油等の焼却をしようとする者は、政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準に従い、当該油等の焼却をしなければならない。 3 前項の規定により油等の焼却をする場合において、その油等がその焼却につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして政令で定める油等であるときは、当該油等の焼却をしようとする
---	--

る者は、当該油等の船舶又は海洋施設への積み込み前（当該油等が当該船舶又は海洋施設内において生じたものであるときは、その焼却前）に、その焼却に関する計画が同項の基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

7| 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その焼却に関する計画が第五項の基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に焼却確認済証を交付しなければならない。

8| 焼却確認済証の交付を受けた者は、当該油等の焼却に従事する船舶又は海洋施設内に、焼却確認済証を備え置かなければならない。

9| 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、焼却確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

10| 第一項及び第五項から第八項までの規定は、船舶又は海洋施設における次の各号のいずれかに該当する油等の焼却については、適用しない。

一 当該海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずる不要な油等その他政令で定める当該海洋施設内において生ずる不要な油等の焼却

二 次条第一項又は第十九条の二十八第一項の検査において行う油等の焼却

三 締約国（海洋投棄規制条約の規定のうち廃棄物その他の物の海洋における焼却の規制に関する規定が効力を生じていない締約国を除く。以下同じ。）において積み込まれた油等の当該締約国の法令に従つてする焼却（本邦周辺海域においてするものを除く。）

（要焼却確認廃棄物焼却設備の検査等）

る者は、当該油等の船舶又は海洋施設への積み込み前（当該油等が当該船舶又は海洋施設内において生じたものであるときは、その焼却前）に、その焼却に関する計画が同項の基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

4| 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その焼却に関する計画が第二項の基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に焼却確認済証を交付しなければならない。

5| 焼却確認済証の交付を受けた者は、当該油等の焼却に従事する船舶又は海洋施設内に、焼却確認済証を備え置かなければならない。

6| 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、焼却確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

7| 第一項から第五項までの規定は、船舶又は海洋施設における次の各号の一に該当する油等の焼却については、適用しない。

一 当該船舶又は海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずる不要な油等その他政令で定める当該船舶又は海洋施設内において生ずる不要な油等の焼却

二 次条第一項又は第十九条の四第一項の検査において行う油等の焼却

三 締約国（海洋投棄規制条約の規定のうち廃棄物その他の物の海洋における焼却の規制に関する規定が効力を生じていない締約国を除く。以下同じ。）において積み込まれた油等の当該締約国の法令に従つてする焼却（本邦周辺海域においてするものを除く。）

（焼却設備の検査等）

第十九条の二十七 船舶所有者又は海洋施設の設置者は、船舶又は海洋施設において前条第六項の政令で定める油等（同条第十項第一号に規定する油等を除く。以下「要焼却確認廃棄物」という。）の焼却の用に供される設備（以下「要焼却確認廃棄物焼却設備」という。）を初めて要焼却確認廃棄物の焼却の用に供しようとするときは、当該要焼却確認廃棄物焼却設備について国土交通大臣の検査を受けなければならない。要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付を受けた要焼却確認廃棄物焼却設備をその有効期間満了後も要焼却確認廃棄物の焼却の用に供しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の検査の結果、当該要焼却確認廃棄物焼却設備が国土交通省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、当該船舶所有者又は海洋施設の設置者に対し、当該要焼却確認廃棄物焼却設備を用いて焼却をすることができる要焼却確認廃棄物の種類及び当該要焼却確認廃棄物焼却設備の使用の方法（以下「使用方法等」という。）を定めて要焼却確認廃棄物焼却設備検査証を交付しなければならない。

3 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の有効期間は、二年とする。

第十九条の二十八 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付を受けた船舶所有者又は海洋施設の設置者は、当該要焼却確認廃棄物焼却設備について国土交通省令で定める改造又は修理を行うとき、当該要焼却確認廃棄物焼却設備について定められた使用方法等を変更してこれを使用しようとするとき、その他国土交通省令で定めるときは、当該要焼却確認廃棄物焼却設備について国土交通大臣の検査を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の検査の結果、必要があると認めるときは、

第十九条の三 船舶所有者又は海洋施設の設置者は、船舶又は海洋施設において前条第三項の政令で定める油等（同条第七項第一号に規定する油等を除く。以下「要焼却確認廃棄物」という。）の焼却の用に供される設備（以下「焼却設備」という。）を初めて要焼却確認廃棄物の焼却の用に供しようとするときは、当該焼却設備について国土交通大臣の検査を受けなければならない。焼却設備検査証の交付を受けた焼却設備をその有効期間満了後も要焼却確認廃棄物の焼却の用に供しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の検査の結果、当該焼却設備が国土交通省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、当該船舶所有者又は海洋施設の設置者に対し、当該焼却設備を用いて焼却をすることができる要焼却確認廃棄物の種類及び当該焼却設備の使用の方法（以下「使用方法等」という。）を定めて焼却設備検査証を交付しなければならない。

3 焼却設備検査証の有効期間は、二年とする。

第十九条の四 焼却設備検査証の交付を受けた船舶所有者又は海洋施設の設置者は、当該焼却設備について国土交通省令で定める改造又は修理を行うとき、当該焼却設備について定められた使用方法等を変更してこれを使用しようとするとき、その他国土交通省令で定めるときは、当該焼却設備について国土交通大臣の検査を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の検査の結果、必要があると認めるときは、

当該要焼却確認廃棄物焼却設備について定めた使用方法等を変更するものとする。

第十九条の二十九 国土交通大臣は、前条第一項の検査の結果、当該要焼却確認廃棄物焼却設備が第十九条の二十七第二項の国土交通省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該技術上の基準に適合することとなつたと認めるまでの間、当該要焼却確認廃棄物焼却設備に係る要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の効力を停止するものとする。

第十九条の三十 国土交通大臣は、要焼却確認廃棄物焼却設備が第十九条の二十七第二項の国土交通省令で定める技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付を受けた船舶所有者又は海洋施設の設置者に対し、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の返納又は要焼却確認廃棄物焼却設備の修理を命ずることができる。

(要焼却確認廃棄物焼却設備の使用)

第十九条の三十一 要焼却確認廃棄物焼却設備は、有効な要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付を受けているものでなければ、要焼却確認廃棄物の焼却の用に供してはならない。

2 要焼却確認廃棄物焼却設備は、当該要焼却確認廃棄物焼却設備について定められた使用方法等に従つて使用するものでなければ、要焼却確認廃棄物の焼却の用に供してはならない。

3 前二項の規定は、第十九条の二十七第一項又は第十九条の二十八第一項の検査に行う要焼却確認廃棄物の焼却については、適用し

当該焼却設備について定めた使用方法等を変更するものとする。

第十九条の五 国土交通大臣は、前条第一項の検査の結果、当該焼却設備が第十九条の三第二項の国土交通省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該技術上の基準に適合することとなつたと認めるまでの間、当該焼却設備に係る焼却設備検査証の効力を停止するものとする。

第十九条の六 国土交通大臣は、焼却設備が第十九条の三第二項の国土交通省令で定める技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、焼却設備検査証の交付を受けた船舶所有者又は海洋施設の設置者に対し、焼却設備検査証の返納又は焼却設備の修理を命ずることができる。

(焼却設備の使用)

第十九条の七 焼却設備は、有効な焼却設備検査証の交付を受けているものでなければ、要焼却確認廃棄物の焼却の用に供してはならない。

2 焼却設備は、当該焼却設備について定められた使用方法等に従つて使用するものでなければ、要焼却確認廃棄物の焼却の用に供してはならない。

3 前二項の規定は、第十九条の三第一項又は第十九条の四第一項の検査に行う要焼却確認廃棄物の焼却については、適用しない。

ない。

(要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の備置き)

第十九条の三十二 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付を受けた船舶所有者又は海洋施設の設置者は、当該船舶又は海洋施設内に、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証を備え置かなければならない。

(要焼却確認廃棄物焼却記録簿)

第十九条の三十三 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付を受けた船舶の船長又は海洋施設の管理者は、当該船舶又は海洋施設内に、要焼却確認廃棄物焼却記録簿を備え付けなければならない。

2 船長又は海洋施設の管理者は、当該要焼却確認廃棄物焼却設備による要焼却確認廃棄物の焼却その他要焼却確認廃棄物の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、要焼却確認廃棄物焼却記録簿への記載を行わなければならない。

3 船長又は海洋施設の管理者は、要焼却確認廃棄物焼却記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶又は海洋施設内に保存しなければならない。

(国土交通省令への委任)

第十九条の三十四 検査の申請書の様式、検査の実施方法その他要焼却確認廃棄物焼却設備の検査に関し必要な事項、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の様式、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付、再交付及び書換えその他要焼却確認廃棄物焼却設備検査証に関し必要な事項並びに要焼却確認廃棄物焼却記録簿の様式その他要焼却確認廃棄物焼

(焼却設備検査証の備え置き)

第十九条の八 焼却設備検査証の交付を受けた船舶所有者又は海洋施設の設置者は、当該船舶又は海洋施設内に、焼却設備検査証を備え置かなければならない。

(焼却記録簿)

第十九条の九 焼却設備検査証の交付を受けた船舶の船長又は海洋施設の管理者は、当該船舶又は海洋施設内に、焼却記録簿を備え付けなければならない。

2 船長又は海洋施設の管理者は、当該焼却設備による要焼却確認廃棄物の焼却その他要焼却確認廃棄物の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、そのつど、国土交通省令で定めるところにより、焼却記録簿への記載を行わなければならない。

3 船長又は海洋施設の管理者は、焼却記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶又は海洋施設内に保存しなければならない。

(国土交通省令への委任)

第十九条の十 検査の申請書の様式、検査の実施方法その他焼却設備の検査に関し必要な事項、焼却設備検査証の様式、焼却設備検査証の交付、再交付及び書換えその他焼却設備検査証に関し必要な事項並びに焼却記録簿の様式その他焼却記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

却記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(日本船舶以外の船舶に設置された要焼却確認廃棄物焼却設備に関する特例)

第十九条の三十五 締約国の政府から要焼却確認廃棄物焼却設備に関する当該締約国の法令に適合していることを証する有効な書面の交付を受けている要焼却確認廃棄物焼却設備（日本船舶に設置されているもの及び国土交通省令で定める要件に該当するものを除く。）については、第十九条の二十七第一項、第十九条の二十八第一項、第十九条の三十及び第十九条の三十一第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、同項に規定する要焼却確認廃棄物焼却設備について検査の申請がされた場合において、国土交通大臣が当該申請を第十九条の二十七第一項前段の検査の申請とみなして当該検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、国土交通大臣が要焼却確認廃棄物焼却設備検査証を交付したときは、当該要焼却確認廃棄物焼却設備については、前項の規定にかかわらず、同条第一項後段、第十九条の二十八第一項、第十九条の三十及び第十九条の三十一第一項の規定を適用する。

3 第一項に規定する要焼却確認廃棄物焼却設備（前項の規定の適用を受けるものを除く。）の使用については、第十九条の三十一第二項中「定められた」とあるのは「締約国の政府によつて定められた」と、第十九条の三十二及び第十九条の三十三第一項中「要焼却確認廃棄物焼却設備検査証」とあるのは「第十九条の三十五第一項の書面」とする。

第四章の四

船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等並びに大気汚染防止検査対象設備の検査

(日本船舶以外の船舶に設置された焼却設備に関する特例)

第十九条の十一 締約国の政府から焼却設備に関する当該締約国の法令に適合していることを証する有効な書面の交付を受けている焼却設備（日本船舶に設置されているもの及び国土交通省令で定める要件に該当するものを除く。）については、第十九条の三第一項、第十九条の四第一項、第十九条の六及び第十九条の七第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、同項に規定する焼却設備について検査の申請がされた場合において、国土交通大臣が当該申請を第十九条の三第一項前段の検査の申請とみなして当該検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、国土交通大臣が焼却設備検査証を交付したときは、当該焼却設備については、前項の規定にかかわらず、同条第一項後段、第十九条の四第一項、第十九条の六及び第十九条の七第一項の規定を適用する。

3 第一項に規定する焼却設備（前項の規定の適用を受けるものを除く。）の使用については、第十九条の七第二項中「定められた」とあるのは「締約国の政府によつて定められた」と、第十九条の八及び第十九条の九第一項中「焼却設備検査証」とあるのは「第十九条の十一第一項の書面」とする。

等

(定期検査)

第十九条の三十六 次の表の上欄に掲げる船舶（以下「検査対象船舶」という。）の船舶所有者は、当該検査対象船舶を初めて航行の用に供しようとするときは、それぞれ同表の下欄に掲げる設備等について、国土交通大臣の行う定期検査を受けなければならない。次条第一項の海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶をその有効期間満了後も航行の用に供しようとするときも、同様とする。

検査対象船舶	設備等
海洋汚染防止設備（第五条第一項から第三項まで、第九条の三第一項又は第十条の二第一項に規定する設備をいう。以下同じ。）を設置すべき船舶のうち、当該船舶からの油、有害液体物質又はふん尿等の排出があつた場合における海洋の汚染を最小限度にとどめるために国土交通大臣の検査を必要とするものとしてその用途、航行する海域、大きさ等の区分に応じ国土交通省令で定める船舶	当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備（タンカー又は第九条の三第三項に規定する船舶にあつては、その貨物艙を含む。以下「海洋汚染防止設備等」という。）
油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書を備え置き、又は掲示すべ	当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等

き船舶（当該船舶に備え置き、又は掲示された油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書（以下「海洋汚染防止緊急措置手引書等」という。）が第七条の二第二項（第九条の四第九項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通省令で定めるものを除く。）	船舶から排出ガスの放出があった場合における大気の汚染を最小限度にとどめるために国土交通大臣の検査を必要とするものとしてその用途、航行する海域、大きさ等の区分に応じ国土交通省令で定める船舶
	当該検査対象船舶に設置された大気汚染防止検査対象設備（第十条の七第一項及び第二項に規定する原動機、第十九条の第二十二項に規定する硫黄酸化物放出低減装置、第十九条の二十四第一項に規定する揮発性物質放出防止設備並びに第十九条の二十六第二項に規定する船舶発生油等焼却設備をいう。以下同じ。）

(海洋汚染等防止証書)

第十九条の三十七 国土交通大臣は、前条の検査の結果、当該海洋汚染防止設備等、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等及び当該大気汚染防止検査対象設備がそれぞれ第五条第四項、第五条の二、第九条の三第二項若しくは第三項若しくは第十条の二第二項、第七条の二第二項又は第十九条の七第四項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項若しくは第十九条の二十六第二項に規定する技術上の基準（第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機にあつては、承認原動機取扱手引書の記載事項を含む。以下この章において「技術基準」という。）に適合すると認めるときは、船舶所有者に対し、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関し国土交通省令で定める区分に従い、海洋汚染等防止証書を交付しなければならない。

2 前項の海洋汚染等防止証書（以下「海洋汚染等防止証書」という。）の有効期間は、五年（平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間）とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3 前項ただし書に規定する事務は、外国にあつては、日本の領事官が行う。

4 行政不服審査法に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に關して必要な事項は、政令で定める。

5 第二項の規定にかかわらず、第十九条の四十六第二項に規定する検

査対象船舶がその船級の登録を抹消されたときは、当該検査対象船舶に交付された海洋汚染等防止証書の有効期間は、その抹消の日に満了したもののみならず。

6| 国土交通大臣は、海洋汚染等防止証書を交付する場合には、当該検査対象船舶の用途、航行する海域その他の事項に関し必要な条件を付し、これを当該海洋汚染等防止証書に記載することができる。

(中間検査)

第十九条の三十八 海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者は、当該海洋汚染等防止証書の有効期間中において国土交通省令で定める時期に、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等（ふん尿等排出防止設備を除く。）及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う中間検査を受けなければならない。

(臨時検査)

第十九条の三十九 海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者は、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備について国土交通省令で定める改造又は修理を行うとき、当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通省令で定める変更を行うとき、その他国土交通省令で定めるときは、当該海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う臨時検査を受けなければならない。

（証書の効力の停止）

第十九条の四十 国土交通大臣は、前二条の検査の結果、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該検査対象船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合していないと認めるときは、技術基準に適合することとなつたと認めるまでの間、当該海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該海洋汚染防止緊急措置手引書等に係る海洋汚染等防止証書の効力を停止するものとする。

（臨時海洋汚染等防止証書）

第十九条の四十一 有効な海洋汚染等防止証書の交付を受けていない検査対象船舶の船舶所有者は、当該検査対象船舶を臨時に航行の用に供しようとするときは、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う検査を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の検査の結果、当該海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合すると認めるときは、当該船舶所有者に対し、第十九条の三十七第一項の国土交通省令で定める区分に従い、六月以内の有効期間を定めて臨時海洋汚染等防止証書を交付しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の臨時海洋汚染等防止証書（以下「臨時海洋汚染等防止証書」という。）を交付する場合には、当該検査対象船舶の

航行する海域その他の事項に関し必要な条件を付し、これを当該臨時海洋汚染等防止証書に記載することができる。

（海洋汚染等防止検査手帳）

第十九条の四十二 国土交通大臣は、第十九条の三十六、第十九条の三十八、第十九条の三十九又は前条第一項の検査（以下「法定検査」という。）に関する事項を記録するため、最初の定期検査に合格した検査対象船舶の船舶所有者に対し、海洋汚染等防止検査手帳を交付しなければならぬ。

（国際海洋汚染等防止証書）

第十九条の四十三 国土交通大臣は、国際航海に従事する検査対象船舶の船舶所有者の申請により、第十九条の三十七第一項の国土交通省令で定める区分に従い、国際海洋汚染等防止証書を交付するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の国際海洋汚染等防止証書（以下「国際海洋汚染等防止証書」という。）の交付に当たっては、当該検査対象船舶に係る海洋汚染等防止証書若しくは臨時海洋汚染等防止証書又は船舶検査証書（船舶安全法第九条第一項の船舶検査証書をいう。）若しくは臨時航行許可証（同条第二項の臨時航行許可証をいう。）の記載その他の事項を審査して、行うものとする。

3 国際海洋汚染等防止証書の有効期間は、海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日（臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けた船舶にあつては、当該臨時海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日）までとする。

4 第十九条の三十七第二項ただし書、第五項及び第六項並びに第十九条の四十の規定は、国際海洋汚染等防止証書について準用する。

（検査対象船舶の航行）

第十九条の四十四 検査対象船舶は、有効な海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けているものでなければ、航行の用に供してはならない。

2 検査対象船舶は、有効な国際海洋汚染等防止証書の交付を受けているものでなければ、国際航海に従事させてはならない。

3 検査対象船舶は、海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書又は国際海洋汚染等防止証書に記載された条件に従わなければ、航行の用に供してはならない。

4 第一項及び前項の規定は、法定検査又は船舶安全法第五条第一項の規定による検査のために試運転を行う場合については、適用しない。

（海洋汚染等防止証書等の備置き）

第十九条の四十五 海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書若しくは国際海洋汚染等防止証書又は海洋汚染等防止検査手帳の交付を受けた船舶所有者は、当該検査対象船舶内に、これらの証書又は手帳を備え置かなければならない。

（船級協会の検査）

第十九条の四十六 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備についての検査を行う者として登録する。

2 前項の規定による登録を受けた者（次項及び第五十一条の三第一項第六号において「船級協会」という。）が海洋汚染防止設備等、海洋汚

染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶は、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該海洋汚染防止設備等、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等及び当該大気汚染防止検査対象設備について法定検査を行い、技術基準に適合すると認めたものとみなす。

3 第十九条の十五第三項の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会及び検査について準用する。この場合において、同条第三項中「別表第一の二」とあるのは、「別表第二」と読み替えるものとする。

(再検査)

第十九条の四十七 法定検査の結果に不服がある者は、当該検査の結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。

2 前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。

3 再検査を申請した者は、国土交通大臣の許可を受けた後でなければ関係部分の現状を変更してはならない。

4 法定検査の結果に不服がある者は、第一項及び第二項の規定によることによつてのみこれを争うことができる。

(技術基準適合命令等)

第十九条の四十八 国土交通大臣は、当該船舶に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海

洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書の返納、当該海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備の改造又は修理、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、当該船舶の船舶所有者がその命令に従わない場合において、その航行を継続することが海洋環境の保全等に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、当該船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

3 国土交通大臣があらかじめ指定する国土交通省の職員は、前項に規定する場合において、海洋環境の保全等を図るため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

4 国土交通大臣は、第二項の規定による処分に係る船舶について、第一項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならない。

(船舶安全法の準用)

第十九条の四十九 船舶安全法第六条第三項及び第四項、第六条ノ二から第六条ノ四まで、第九条第三項から第五項まで、第十一条、第二十九条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設備（第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機を除く。以下この条において同じ。）の検査又は検定について準用する。この場合において、同法第六条第三項中「第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあり、並びに同法第六条ノ二、第六条ノ三及び第六条ノ四第一項中「船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グ

ル事項ニ係ル」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条第一項乃至第三項、第九条の三第一項、第十条の二第二項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項又ハ第十九条の二十六第二項ニ規定スル」と、同法第六条第四項中「前三項」とあるのは「前項」と、「前条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第一項ノ製造検査（前項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル）」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十二ニ規定スル法定検査」と、同法第六条ノ二及び第六条ノ三中「第五条第一項第三号」とあるのは「同法第十九条の三十九」と、同法第六条ノ二中「第二條第一項ニ規定スル」とあるのは「同法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項又ハ第十九条の二十六第二項ニ規定スル」と、同条中「第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及前条ノ検査」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第六条ノ検査」とあるのは「同法第十九条の四十二ニ規定スル法定検査及同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と、同法第六条ノ三中「定期検査又ハ中間検査」とあるのは「同法第十九条の三十六又ハ第十九条の三十八ノ検査」と、「臨時検査」とあるのは「同法第十九条の三十九ノ検査」と読み替えるものとする。

2| 船舶安全法第十二条第一項及び第二項の規定は、前項において準用する同法第六条ノ二又は第六条ノ三の規定による認定を受けた者について準用する。この場合において、同法第十二条第二項中「船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ」とあるのは、「船舶ノ海洋汚染防止設備又ハ大気汚染防止検査対象設備ノ製造、改造若シクハ修理又ハ整備ニ関シ」と読み替えるものとする。

3| 船舶安全法第三章第一節（第二十五条の六十三から第二十五条の六

十六までを除く。）及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第一項において準用する同法第六条ノ四第一項の登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

（外国船舶に関する特例）

第十九条の五十 第十九条の三十六から第十九条の四十八までの規定は、外国船舶については、適用しない。ただし、本邦の各港間又は港のみを航行する外国船舶については、この限りでない。

（外国船舶の監督）

第十九条の五十一 国土交通大臣は、本邦の港又は沿岸の係留施設にある外国船舶（前条ただし書に規定するものを除く。次項及び第三項において「監督対象外国船舶」という。）に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合していないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備の改造又は修理、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ず

ることができる。

2 国土交通大臣は、監督対象外国船舶の乗組員のうち油、有害液体物質、排出ガス又は船舶発生油等焼却設備の取扱いに関する作業を行うものが、当該取扱いに関し遵守すべき事項のうち国土交通省令で定めるもの（以下この項において「特定遵守事項」という。）に関する必要な知識を有しないと認めるとき、その他特定遵守事項に従つて作業を行うことができないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該乗組員に特定遵守事項に関する必要な知識を習得させることその他特定遵守事項に従つて作業を行わせるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 国土交通大臣は、監督対象外国船舶に使用される燃料油が第十九条の二十一第一項本文の政令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、同項本文の政令で定める基準に適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 第十九条の四十八第二項から第四項までの規定は、前三項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「船舶所有者が」とあるのは「船長が」と、「船舶所有者又は船長」とあるのは「船長」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十九条の五十一第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

（第一議定書締約国等の政府が発行する海洋汚染防止条約証書等）

第十九条の五十二 検査対象船舶である日本船舶の船舶所有者又は船長は、第一議定書締約国の政府から海洋汚染防止条約証書（第一議定書締約国の政府が第一議定書に定める証書として交付する書面であつて、当該船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等が第一議定書に定める基準に適合していることを証するものをい

う。以下同じ。）の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

2| 検査対象船舶である日本船舶の船舶所有者又は船長は、第二議定書締約国の政府から大気汚染防止条約証書（第二議定書締約国の政府が第二議定書に定める証書として交付する書面であつて、当該船舶の大気汚染防止検査対象設備が第二議定書に定める基準に適合していることを証するものをいう。以下同じ。）の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

3| 前二項の規定により交付を受けた海洋汚染防止条約証書及び大気汚染防止条約証書（以下「海洋汚染防止条約証書等」という。）は、第十九条の四十三第一項の規定により国土交通大臣が交付した国際海洋汚染等防止証書とみなす。

（第一議定書締約国等の船舶に対する証書の交付）

第十九条の五十三 国土交通大臣は、第一議定書締約国の政府から当該第一議定書締約国の船舶（第十九条の五十ただし書に規定する外国船舶を除く。）について国際海洋汚染等防止証書（海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に係るものに限る。以下この項において同じ。）に相当する証書を交付することの要請があつた場合には、当該船舶に設置されている海洋汚染防止設備等及び当該船舶に備え置き、又は掲示されている海洋汚染防止緊急措置手引書等について、第十九条の三十六の検査に相当する検査を行うものとし、その検査の結果、当該海洋汚染防止設備等及び当該海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合すると認めるときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、国際海洋汚染等防止証書に相当する証書を交付するものとする。

2| 国土交通大臣は、第二議定書締約国の政府から当該第二議定書締約国の船舶（第十九条の五十ただし書に規定する外国船舶を除く。）について国際海洋汚染等防止証書（大気汚染防止検査対象設備に係るものに限る。以下この項において同じ。）に相当する証書を交付することの要請があつた場合には、当該船舶に設置されている大気汚染防止検査対象設備について、第十九条の三十六の検査に相当する検査を行うものとし、その検査の結果、当該大気汚染防止検査対象設備が技術基準に適合すると認めるときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、国際海洋汚染等防止証書に相当する証書を交付するものとする。

（国土交通省令への委任）

第十九条の五十四 検査の申請書の様式、検査の実施方法その他海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査に関し必要な事項並びに海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書及び国際海洋汚染等防止証書の様式、これらの証書の交付、再交付及び書換えその他これらの証書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第六章の二 独立行政法人海上災害防止センター

第一節 総則

（事務所）

第四十二条の十六 センターは、主たる事務所を神奈川県に置く。

第七章 雑則

第六章の二 独立行政法人海上災害防止センター
第一節 総則

（事務所）

第四十二条の十六 センターは、主たる事務所を東京都に置く。

第七章 雑則

(粉砕設備等の型式承認等)

第四十三条の六 海洋の汚染又は海上災害の防止のために使用する粉砕設備（船舶発生廃棄物を粉砕することにより処理する設備をいう。）その他の設備又はオイルフェンス、薬剤その他の資材であつて国土交通省令で定めるもの（以下「粉砕設備等」という。）を製造する者は、当該粉砕設備等が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、当該粉砕設備等の型式ごとに国土交通大臣の型式承認を受けるとともに、当該型式承認を受けた粉砕設備等ごとに国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者の検定を受けることができる。

2 船舶安全法第九条第四項及び第十一条の規定は前項の検定について、同法第三章第一節（第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）及び第二十九条ノ五第一項の規定は前項の登録、登録を受けた者及び登録を受けた者が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第三」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

(港湾における廃油処理施設等の整備計画)

第四十四条 港湾管理者は、当該港湾の港湾区域及びその周辺地域において生ずる廃油、廃有害液体物質等及び廃棄物並びに排出ガス（以下この条において「廃油等」という。）の種類及び量等に照らし、当該港

(粉砕設備等の型式承認等)

第四十三条の六 海洋の汚染又は海上災害の防止のために使用する粉砕設備（船舶発生廃棄物を粉砕することにより処理する設備をいう。）その他の設備又はオイルフェンス、薬剤その他の資材であつて国土交通省令で定めるもの（以下「粉砕設備等」という。）を製造する者は、当該粉砕設備等が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、当該粉砕設備等の型式ごとに国土交通大臣の型式承認を受けるとともに、当該型式承認を受けた粉砕設備等ごとに国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者の検定を受けることができる。

2 船舶安全法第九条第四項及び第十一条の規定は前項の検定について、同法第三章第一節（第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）及び第二十九条ノ五第一項の規定は前項の登録、登録を受けた者及び登録を受けた者が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第三」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

(港湾における廃油処理施設等の整備計画)

第四十四条 港湾管理者は、当該港湾の港湾区域及びその周辺地域において生ずる廃油、廃有害液体物質等及び廃棄物（以下この条において「廃油等」という。）の種類及び量等に照らし、当該港湾区域及びその

湾区域及びその周辺海域において船舶又は海洋施設から廃油等が排出又は放出されることによる海洋汚染等を防止するため必要があると認めるときは、当該港湾において廃油処理施設、廃有害液体物質等処理施設及び廃棄物処理施設並びに廃棄物の処理場所並びに排出ガス処理施設（排出ガスの処理の用に供する設備の総体をいう。）が確保されるようこれらの建設又は設置について港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第一項の港湾計画その他の港湾の整備に関する計画に定めなければならない。

（関係行政機関の協力）

第四十七条 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係する独立行政法人（通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第五十一条の三第一項において同じ。）の長又は関係する地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の理事長に対し、海洋汚染等の防止及び海洋環境の保全等に関し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 関係地方公共団体の長は、海洋汚染等の防止及び海洋環境の保全等のため必要があると認めるときは、この法律の施行に関し、国土交通大臣に対し、意見を述べることができる。

3 農林水産大臣は、油、有害液体物質等又は廃棄物の排出又は焼却により漁場の効用が著しく低下し、又は低下するおそれがあると認められるときは、国土交通大臣に対し、この法律の施行に関し、当該漁場及びその周辺海域における油、有害液体物質等又は廃棄物の排出又は

周辺海域において船舶又は海洋施設から廃油等が排出され、海洋が汚染されることを防止するため必要があると認めるときは、当該港湾において廃油処理施設、廃有害液体物質等処理施設及び廃棄物処理施設並びに廃棄物の処理場所が確保されるようこれらの建設又は配置について港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第一項の港湾計画その他の港湾の整備に関する計画に定めなければならない。

（関係行政機関の協力）

第四十七条 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第五十一条の三第一項において同じ。）の長又は関係する地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の理事長に対し、海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全に関し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 関係地方公共団体の長は、海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全のため必要があると認めるときは、この法律の施行に関し、国土交通大臣に対し、意見を述べることができる。

3 農林水産大臣は、油、有害液体物質等又は廃棄物の排出又は焼却により漁場の効用が著しく低下し、又は低下するおそれがあると認められるときは、国土交通大臣に対し、この法律の施行に関し、当該漁場及びその周辺海域における油、有害液体物質等又は廃棄物の排出又は

焼却の規制のための適切な措置を講ずることを要請することができる。

(報告の徴収等)

第四十八条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者に対し、その事業又はその廃油処理施設による廃油の処理に関し報告をさせることができる。

2 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、船舶所有者若しくは船長、海洋施設の設置者若しくは管理者又は航空機的使用者に対し、当該船舶、海洋施設又は航空機に係る油、有害液体物質等又は廃棄物の排出又は焼却、排出ガスの放出その他油、有害液体物質等又は廃棄物の取扱いに関する作業に関し報告をさせることができる。

3 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第三十九条の三各号に掲げる者、特定タンカーの船舶所有者又は第四十条の二第一項各号に掲げる者に対し、オイルフェンス、薬剤その他の資材の備付け、油回収船若しくは特定油を回収するための機械器具の配備又は同項の油濁防止緊急措置手引書の作成、備置き若しくは掲示に関し報告をさせることができる。

4 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者の事務所その他の事業場に立ち入り、廃油処理設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度

焼却の規制のための適切な措置を講ずることを要請することができる。

(報告の徴収等)

第四十八条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者に対し、その事業又はその廃油処理施設による廃油の処理に関し報告をさせることができる。

2 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、船舶所有者若しくは船長、海洋施設の設置者若しくは管理者又は航空機的使用者に対し、当該船舶、海洋施設又は航空機に係る油、有害液体物質等又は廃棄物の排出又は焼却その他油、有害液体物質等又は廃棄物の取扱いに関する作業に関し報告をさせることができる。

3 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第三十九条の三各号に掲げる者、特定タンカーの船舶所有者又は第四十条の二第一項各号に掲げる者に対し、オイルフェンス、薬剤その他の資材の備付け、油回収船若しくは特定油を回収するための機械器具の配備又は同項の油濁防止緊急措置手引書の作成、備置き若しくは掲示に関し報告をさせることができる。

4 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者の事務所その他の事業場に立ち入り、廃油処理設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度

において、その職員に、船舶若しくは海洋施設等又は船舶所有者若しくは海洋施設等の設置者若しくは管理者の事務所に立ち入り、海洋汚染防止設備等、油濁防止規程、第七条の二第一項又は第四十条の二第一項の油濁防止緊急措置手引書、油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物汚染防止規程、船舶発生廃棄物記録簿、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程、要焼却確認廃棄物焼却設備、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染防止条約証書等その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三十九条の三各号に掲げる船舶若しくは施設又は同条の国土交通省令で定める場所に立ち入り、オイルフェンス、薬剤その他の資材を検査させることができる。

7 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

8 第四項から第六項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(油記録簿等の写しの証明)

第四十九条 前条第五項の規定により船舶若しくは海洋施設又は船舶所有者若しくは海洋施設の管理者の事務所に立ち入った職員は、この法律の施行に必要な限度において、油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物記録簿又は燃料油供給証明書の記載事項の写しを作成し、その写しが真正である旨の証明を船長若しくは船舶所有者又は海洋施設の管理者に対して求めることができる。

(指導等)

において、その職員に、船舶若しくは海洋施設等又は船舶所有者若しくは海洋施設等の設置者若しくは管理者の事務所に立ち入り、海洋汚染防止設備等、油濁防止規程、第七条の二第一項又は第四十条の二第一項の油濁防止緊急措置手引書、油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物汚染防止規程、船舶発生廃棄物記録簿、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程、条約証書、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程、焼却設備その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三十九条の三各号に掲げる船舶若しくは施設又は同条の国土交通省令で定める場所に立ち入り、オイルフェンス、薬剤その他の資材を検査させることができる。

7 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

8 第四項から第六項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(油記録簿等の写しの証明)

第四十九条 前条第五項の規定により船舶若しくは海洋施設又は船舶所有者若しくは海洋施設の管理者の事務所に立ち入った職員は、この法律の施行に必要な限度において、油記録簿、有害液体物質記録簿又は船舶発生廃棄物記録簿の記載事項の写しを作成し、その写しが真正である旨の証明を船長若しくは船舶所有者又は海洋施設の管理者に対して求めることができる。

(指導等)

第四十九条の二 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、船舶所有者、船長その他の油、有害液体物質等若しくは廃棄物の排出若しくは焼却又は排出ガスの放出その他の海洋汚染等又は海上災害の防止と密接な関連を有する業務に携わる者に対し、これらの者が海洋汚染等又は海上災害の防止の見地に照らしてその業務を適正に処理するよう必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(国の援助)

第五十条 国は、海洋汚染防止設備等、廃油処理施設、油回収船その他海洋汚染等又は海上災害を防止するための設備、施設又は船舶の設置若しくは保有又は改善に必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(研究及び調査の推進等)

第五十一条 国は、船舶及び海洋施設からの油、有害液体物質等及び廃棄物の排出並びに排出ガスの放出の防止、廃油及び廃船の処理、排出された油、有害液体物質等及び危険物の除去並びに海上火災の防除に関する技術の研究及び調査その他海洋汚染等及び海上災害の防止に関する研究及び調査を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(国際協力の推進)

第五十一条の二 国は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際的な連携の確保及び技術協力の推進、海外の地域における海上防災のための緊急援助の実施その他の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第四十九条の二 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、船舶所有者、船長その他の油、有害液体物質等又は廃棄物の排出又は焼却その他の海洋の汚染又は海上災害の防止と密接な関連を有する業務に携わる者に対し、これらの者が海洋の汚染又は海上災害の防止の見地に照らしてその業務を適正に処理するよう必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(国の援助)

第五十条 国は、海洋汚染防止設備等、廃油処理施設、油回収船その他海洋の汚染又は海上災害を防止するための設備、施設又は船舶の設置若しくは保有又は改善に必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(研究及び調査の推進等)

第五十一条 国は、船舶及び海洋施設からの油、有害液体物質等及び廃棄物の排出の防止、廃油及び廃船の処理、排出された油、有害液体物質等及び危険物の除去並びに海上火災の防除に関する技術の研究及び調査その他海洋の汚染及び海上災害の防止に関する研究及び調査を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(国際協力の推進)

第五十一条の二 国は、海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際的な連携の確保及び技術協力の推進、海外の地域における海上防災のための緊急援助の実施その他の海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(手数料の納付)

第五十一条の三 次の各号のいずれかに掲げる者(国及び独立行政法人(業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を除く。)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国(機構の放出量確認(第十九条の七第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))に規定する放出量確認に相当する確認を含む。))及び原動機取扱手引書の承認を受けようとする者にあつては、機構)に納付しなければならない。

一 第九条の二第四項の確認(海上保安庁長官が行うものに限る。)を受けようとする者

二 第十一条の登録を受けようとする者

三 放出量確認(第十九条の七第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))及び第十九条の十八に規定する放出量確認に相当する確認を含む。次項において同じ。)及び原動機取扱手引書の承認を受けようとする者

四 第十九条の二十七第一項又は第十九条の二十八第一項の検査を受けようとする者

五 法定検査又は第十九条の五十三の検査を受けようとする者

六 海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者(船級協会が船級の登録をした検査対象船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。)

七 国際海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者

八 国際大気汚染防止原動機証書、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証、

(手数料の納付)

第五十一条の三 次の各号のいずれかに掲げる者(国及び独立行政法人(業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を除く。)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一 第九条の二第四項の確認(海上保安庁長官が行うものに限る。)を受けようとする者

二 第十一条の登録を受けようとする者

三 法定検査又は第十七条の十九の検査を受けようとする者

四 海洋汚染防止証書又は臨時海洋汚染防止証書の交付を受けようとする者(船級協会が船級の登録をした検査対象船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。)

五 国際海洋汚染防止証書の交付を受けようとする者

六 第十九条の三第一項又は第十九条の四第一項の検査を受けようとする者

七 海洋汚染防止証書、臨時海洋汚染防止証書、海洋汚染防止検査手

海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳又は国際海洋汚染等防止証書の再交付又は書換えを受けようとする者

九 第四十三条の六第一項の型式承認又は検定（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者

2 前項の手数料の納付は、機構に納める場合を除き、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の確認、登録、放出量確認、承認、検査、交付、再交付若しくは書換え又は型式承認若しくは検定に係る申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

3 第一項の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

（排他的経済水域等における適用関係）

第五十一条の五 第二議定書締約国の船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染及びオゾン層の破壊に係る環境の保全についての排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）の規定の適用については、同法第三条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「排他的経済水域又は大陸棚における千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締約国である外国の船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染及びオゾン層の破壊に係る環境の保全並びに第四号に掲げる事項」と、同項第四号中「前三号に掲げる事項」とあるのは「排他的経済水域又は大陸棚における千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する

帳、国際海洋汚染防止証書若しくは焼却設備検査証の再交付又は書換えを受けようとする者

八 第四十三条の六第一項の型式承認又は検定（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者

2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の確認、登録、検査、交付、再交付若しくは書換え又は型式承認若しくは検定に係る申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締約国である外国の船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染及びオゾン層の破壊に係る環境の保全」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」とする。

(適用除外)

第五十二条 この法律の規定は、放射性物質による海洋汚染等及びその防止については、適用しない。

第八章 罰則

第五十四条の二 日本の船級協会(第十九条の十五第二項又は第十九条の四十六第二項に規定する船級協会をいう。以下同じ。)の役員又は職員が、第十九条の十五第二項の確認、原動機取扱手引書の承認若しくは書面の交付又は第十九条の四十六第二項の検査に関して、賄賂を受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十四条の五 第十九条の十五第三項(第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。)、第十九条の四十九第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会、登録検定機関又は第四十三条の六第一項の登録を受けた者

(適用除外)

第五十二条 この法律の規定は、放射性物質による海洋の汚染及びその防止については、適用しない。

第八章 罰則

第五十四条の二 日本の船級協会の役員又は職員が、第十七条の十二第二項の検査に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十四条の五 第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会、登録検定機関又は第四十三条の六第一項の登録を受けた者の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

に処する。

第五十五条 次の各号のいづれかに該当する者は、千万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、千万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定に違反して油を排出した者

一 第四条第一項の規定に違反して油を排出した者

二 第九条の二第二項（第九条の六第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して有害液体物質又は未査定液体物質を排出した者

二 第九条の二第二項（第九条の六第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して有害液体物質又は未査定液体物質を排出した者

三 第十条第一項の規定に違反して廃棄物を排出した者

三 第十条第一項の規定に違反して廃棄物を排出した者

四 第十八条第一項の規定に違反して油又は廃棄物を排出した者

四 第十八条第一項の規定に違反して油又は廃棄物を排出した者

五 第十九条の七第一項の規定に違反して船舶に設置された原動機若しくは同条第二項の規定に違反して放出量確認に相当する確認若しくは原動機取扱手引書の承認を受けていない原動機を運転した者又は第十九条の九の規定に違反して原動機を運転した者

六 第十九条の二十一第一項の規定に違反して燃料油を使用した者

七 第十九条の二十四第三項の規定に違反して揮発性物質放出防止設備を使用し、又は同項の規定により使用すべき揮発性物質放出防止設備を使用しなかつた者

八 第十九条の二十六第一項、第二項又は第五項の規定に違反して油、有害液体物質等又は廃棄物の焼却をした者

五 第十九条の二の三第一項又は第二項の規定に違反して油、有害液体物質等又は廃棄物の焼却をした者

九 第三十九条第一項の規定に違反した者

六 第三十九条第一項の規定に違反した者

十 第三十九条第三項又は第四十条の規定による命令に違反した者

七 第三十九条第三項又は第四十条の規定による命令に違反した者

十一 第四十三条第一項の規定に違反して船舶等を捨てた者

八 第四十三条第一項の規定に違反して船舶等を捨てた者

2 過失により前項第一号、第二号、第三号又は第四号の罪を犯した者は、五百万円以下の罰金に処する。

2 過失により前項第一号、第二号、第三号又は第四号の罪を犯した者は、五百万円以下の罰金に処する。

第五十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の行為により海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書又は国際海洋汚染等防止証書の交付を受けた者
- 二 第十九条の三十八又は第十九条の三十九の規定による検査を受けずに船舶を航行の用に供した者
- 三 第十九条の四十四第一項から第三項までの規定に違反して船舶を航行の用に供し、又は国際航海に従事させた者
- 四 第二十条第一項の規定に違反して廃油処理事業を行つた者
- 五 第二十四条（第二十八条第四項（第三十五条において準用する場合を含む。）又は第三十四条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十条第三項（第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 六 第四十二条の七の規定による命令に違反した者

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第五項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により海上保安庁長官が付し、又は変更した条件に違反して油を排出した者
- 二 第十一条の規定に違反した者
- 三 偽りその他不正の行為により第十九条の六若しくは第十九条の十第一項の規定による国際大気汚染防止原動機証書又は第十九条の十五第二項の規定による書面の交付を受けた者
- 四 第十九条の二十八第一項の規定による検査を受けないで要焼却確認廃棄物焼却設備を要焼却確認廃棄物の焼却の用に供した者

第五十五条の二 次の各号の一に該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の行為により海洋汚染防止証書、臨時海洋汚染防止証書又は国際海洋汚染防止証書の交付を受けた者
- 二 第十七条の四又は第十七条の五の規定による検査を受けずに船舶を航行の用に供した者
- 三 第十七条の十第一項から第三項までの規定に違反して船舶を航行の用に供し、又は国際航海に従事させた者
- 四 第二十条第一項の規定に違反して廃油処理事業を行つた者
- 五 第二十四条（第二十八条第四項（第三十五条において準用する場合を含む。）又は第三十四条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十条第三項（第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 六 第四十二条の七の規定による命令に違反した者

第五十六条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第五項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により海上保安庁長官が付し、又は変更した条件に違反して油を排出した者
- 二 第十一条の規定に違反した者

五 第十九条の三十一第一項又は第二項の規定に違反して要焼却確認
廃棄物焼却設備を要焼却確認廃棄物の焼却の用に供した者

六 第十九条の四十八第二項（第十九条の五十一第四項において準用
する場合を含む。）の規定による処分に違反した者

七 第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四
第二項の規定により確認した海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検
査対象設備以外の海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設備
について第十九条の四十九第一項において準用する同法第九条第五
項の標示を付した者

八 偽りその他不正の行為により第十九条の四十九第一項において準
用する船舶安全法第九条第三項又は第四項の合格証明書の交付を受
けた者

九 第二十条第二項、第二十八条第三項（第三十五条において準用す
る場合を含む。）又は第三十四条第一項の規定による届出をせず、又
は虚偽の届出をした者

十 第二十八条第一項の規定に違反して第二十一条第一項第二号の事
項を変更した者

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金
に処する。

一 第五条の三第一項の規定に違反した者

二 第六条第一項、第七条第一項、第九条の四第一項若しくは第二項、

三 第十七条の十四第二項（第十七条の十七第三項において準用する
場合を含む。）の規定による処分に違反した者

四 第十七条の十五第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四第
二項の規定により確認した海洋汚染防止設備以外の海洋汚染防止設
備について第十七条の十五第一項において準用する同法第九条第五
項の標示を付した者

五 偽りその他不正の行為により第十七条の十五第一項において準用
する船舶安全法第九条第三項又は第四項の合格証明書の交付を受け
た者

六 第十九条の四第一項の規定による検査を受けずに焼却設備を要焼
却確認廃棄物の焼却の用に供した者

七 第十九条の七第一項又は第二項の規定に違反して焼却設備を要焼
却確認廃棄物の焼却の用に供した者

八 第二十条第二項、第二十八条第三項（第三十五条において準用す
る場合を含む。）又は第三十四条第一項の規定による届出をせず、又
は虚偽の届出をした者

九 第二十八条第一項の規定に違反して第二十一条第一項第二号の事
項を変更した者

第五十七条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処す
る。

一 第五条の三第一項の規定に違反した者

二 第六条第一項、第七条第一項、第九条の四第一項若しくは第二項、

第十条の三第一項、第十九条の二第一項又は第三十九条の三の規定に違反した者

三 第九条の二第四項の規定に違反した者

四 第十条第三項、第十九条の二十六第六項又は第四十三条第二項の規定に違反した者

五 第十九条の二十五の規定に違反して船舶を航行の用に供した者

六 第十九条の四十八第一項又は第十九条の五十一第一項から第三項までの規定による命令に違反した者

七 第三十三条第一項の規定による命令に違反した者

八 第三十八条第一項から第五項まで、第四十二条の二第一項又は第四十二条の三第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

九 第三十九条の二の規定による命令に違反し、又は処分の違反となるような行為をした者

十 第三十九条の四第一項の規定に違反した者

十一 第四十条の二第二項の規定による命令に違反した者

十二 第四十二条の五第一項若しくは第三項の規定による命令若しくは処分又は同条第二項の規定による命令に違反した者

十三 第四十二条の八の規定による処分の違反となるような行為をした者

十四 第四十三条の四第一項の規定に違反して薬剤を使用した者

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条の三第二項又は第五条の四の規定に違反した者

二 第八条第一項若しくは第三項、第九条の五第一項若しくは第三項、

第十条の三第一項、第十九条の二第一項又は第三十九条の三の規定に違反した者

三 第九条の二第四項の規定に違反した者

四 第十条第三項、第十九条の二の三第三項又は第四十三条第二項の規定に違反した者

五 第十七条の十四第一項又は第十七条の十七第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

六 第三十三条第一項の規定による命令に違反した者

七 第三十八条第一項から第五項まで、第四十二条の二第一項又は第四十二条の三第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

八 第三十九条の二の規定による命令に違反し、又は処分の違反となるような行為をした者

九 第三十九条の四第一項の規定に違反した者

十 第四十条の二第二項の規定による命令に違反した者

十一 第四十二条の五第一項若しくは第三項の規定による命令若しくは処分又は同条第二項の規定による命令に違反した者

十二 第四十二条の八の規定による処分の違反となるような行為をした者

十三 第四十三条の四第一項の規定に違反して薬剤を使用した者

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条の三第二項又は第五条の四の規定に違反した者

二 第八条第一項若しくは第三項、第九条の五第一項若しくは第三項、

第十条の四第一項若しくは第三項、第十条の五、第十六条第一項若しくは第三項、第十九条第一項若しくは第三項、第十九条の二の二、第十九条の八（承認原動機取扱手引書に係る部分に限る。）、第十九条の二十二第一項、第十九条の二十六第三項又は第十九条の三十三第一項若しくは第三項の規定に違反した者

三 第八条第二項、第九条の五第二項、第十条の四第二項、第十六条第二項、第十九条第二項又は第十九条の三十三第二項の規定により油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物記録簿、廃棄物処理記録簿又は要焼却確認廃棄物焼却記録簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

四 第十条第五項、第十九条の二十六第八項又は第四十三条第四項の規定に違反した者

五 第十三条第二項の規定に違反して第十一条の登録を受けた船舶を第十条第二項第三号又は第四号の規定によつてする廃棄物の排出に使用した者

六 第十四条の規定又は第三十一条第二項若しくは第三十二条（これらの規定を第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第十九条の三十二の規定に違反して当該船舶又は海洋施設に設置された要焼却確認廃棄物焼却設備を要焼却確認廃棄物の焼却の用に供した者

第十条の四第一項若しくは第三項、第十条の五、第十六条第一項若しくは第三項、第十九条第一項若しくは第三項、第十九条の二の二又は第十九条の九第一項若しくは第三項の規定に違反した者

三 第八条第二項、第九条の五第二項、第十条の四第二項、第十六条第二項、第十九条第二項又は第十九条の九第二項の規定により油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物記録簿、廃棄物処理記録簿又は焼却記録簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

四 第十条第五項、第十九条の二の三第五項又は第四十三条第四項の規定に違反した者

五 第十三条第二項の規定に違反して第十一条の登録を受けた船舶を第十条第二項第三号又は第四号の規定によつてする廃棄物の排出に使用した者

六 第十四条の規定又は第三十一条第二項若しくは第三十二条（これらの規定を第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第十七条の十一の規定に違反して当該船舶を航行の用に供した者

八 第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第十九条の四十五の規定に違反して当該船舶を航行の用に供した者

十 第十九条の四十九第二項において準用する船舶安全法第十二条第一項の規定による臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした者

十一 第十九条の四十九第二項において準用する船舶安全法第十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十二 第二十六条第一項の規定による届出をしないで又は届け出た廃油処理規程によらないで廃油を処理した者

十三 第二十六条第三項の規定による命令に違反した者

十四 海上保安機関に対し、第三十八条第七項に規定する事実を発見した旨の虚偽の通報をした者

十五 海上保安庁の事務所に対し、第四十二条の二第一項に規定する事態又は海上火災を発見した旨の虚偽の通報をした者

十六 第四十三条の五第二項の規定による命令に違反した者

十七 第四十八条第一項から第三項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十八 第四十八条第四項から第六項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第五項の規定による質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした者

十九 第四十九条の規定による証明を拒み、又は忌避した者

九 第十七条の十五第二項において準用する船舶安全法第十二条第一項の規定による臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした者

十 第十七条の十五第二項において準用する船舶安全法第十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第十九条の八の規定に違反して当該船舶又は海洋施設に設置された焼却設備を要焼却確認廃棄物の焼却の用に供した者

十二 第二十六条第一項の規定による届出をしないで又は届け出た廃油処理規程によらないで廃油を処理した者

十三 第二十六条第三項の規定による命令に違反した者

十四 第四十三条の五第二項の規定による命令に違反した者

十五 第四十八条第一項から第三項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十六 第四十八条第四項から第六項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第五項の規定による質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした者

十七 第四十九条の規定による証明を拒み、又は忌避した者

十八 海上保安機関に対し、第三十八条第七項に規定する事実を発見した旨の虚偽の通報をした者

十九 海上保安庁の事務所に対し、第四十二条の二第一項に規定する

事態又は海上火災を発見した旨の虚偽の通報をした者

第五十八条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録確認機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の十五の規定による許可を受けないで確認業務の全部を廃止したとき。

二 第九条の十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第九条の二十の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした船級協会、登録検定機関又は第四十三条の六第一項の登録を受けた者（外国にある事務所において業務を行うこれらの者を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第十九条の四十九第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十二の許可を受けないで業務の全部を廃止したとき。

3 第九条の十八第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他

第五十八条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録確認機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の十五の規定による許可を受けないで確認業務の全部を廃止したとき。

二 第九条の十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第九条の二十の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした船級協会、登録検定機関又は第四十三条の六第一項の登録を受けた者（外国にある事務所において業務を行うこれらの者を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第十七条の十五第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十二の許可を受けないで業務の全部を廃止したとき。

3 第九条の十八第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他

の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十五条から第五十八条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第五十九条の二 第十九条の十一第一項の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第九条の十四第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

二 第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む）、第十九条の四十九第三項若しくは第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む）、第十九条の四十九第三項若しくは第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者（外国にある事務所において業務を行う者を除く。）

の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十五条から第五十八条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第九条の十四第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

二 第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項若しくは第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項若しくは第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者（外国にある事務所において業務を行う者を除く。）

第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等

(外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等)

第六十五条 司法警察員である者であつて政令で定めるもの（以下「取締官」という。）は、次に掲げる場合には、当該船舶の船長及び違反者（当該船舶の乗組員に限る。以下同じ。）に対し、遅滞なく、次項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

一 この法律の規定に違反した罪に当たる事件であつて外国船舶（政令で定めるものを除く。）に係るもの（以下「事件」という。）に關して船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合

二 前号に掲げる場合のほか、事件に關して船舶又は船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書（以下「船舶国籍証書等」という。）の押収が行われた場合であつて船長その他の乗組員又は船舶所有者が当該罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認められるとき。

2 前項の規定により告知しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一 担保金又はその提供を保証する書面が次条第一項の政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、遅滞なく、違反者は釈放され、及び船舶、船舶国籍証書等その他の押収物（以下「押収物」という。）は返還されること。

二 提供すべき担保金の額

三 次項の規定により条件を付する場合は、その条件

3 取締官は、第一項各号に掲げる場合において、当該船舶の航行を継続することが海洋環境の保全等に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該船舶の修理その他の必要な措置がとられることを違反者の

第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等

(外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等)

第六十五条 司法警察員である者であつて政令で定めるもの（以下「取締官」という。）は、次に掲げる場合には、当該船舶の船長及び違反者（当該船舶の乗組員に限る。以下同じ。）に対し、遅滞なく、次項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

一 この法律の規定に違反した罪に当たる事件であつて外国船舶（政令で定めるものを除く。）に係るもの（以下「事件」という。）に關して船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合

二 前号に掲げる場合のほか、事件に關して船舶又は船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書（以下「船舶国籍証書等」という。）の押収が行われた場合であつて船長その他の乗組員又は船舶所有者が当該罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認められるとき。

2 前項の規定により告知しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一 担保金又はその提供を保証する書面が次条第一項の政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、遅滞なく、違反者は釈放され、及び船舶、船舶国籍証書等その他の押収物（以下「押収物」という。）は返還されること。

二 提供すべき担保金の額

三 次項の規定により条件を付する場合は、その条件

3 取締官は、第一項各号に掲げる場合において、当該船舶の航行を継続することが海洋環境の保全等に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該船舶の修理その他の必要な措置がとられることを違反者の

の積放又は押収物の返還の条件とすることができる。 4 第二項第二号の担保金の額は、事件の種別及び態様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。	積放又は押収物の返還の条件とすることができる。 4 第二項第二号の担保金の額は、事件の種別及び態様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。
別表第一の二（第十九条の十五関係） 一 ガス分析装置 別表第二（第十九条の四十六、第十九条の四十九関係） 一 寸法計測機器 二 圧力計 三 流量計 四 油分濃度計 五 絶縁抵抗計	別表第一の二（第十九条の十五関係） 一 ガス分析装置 別表第二（第十七条の十二、第十七条の十五関係） 一 寸法計測機器 二 圧力計 三 流量計 四 油分濃度計 五 絶縁抵抗計

○ 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）（第二条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 揮発油販売業者の登録（第三条―第十二条） 第三章 品質の確保 第一節 揮発油の品質の確保（第十三条―第十七条の六） 第二節 軽油の品質の確保（第十七条の七・第十七条の八） 第三節 灯油の品質の確保（第十七条の九・第十七条の十） 第四節 重油の品質の確保（第十七条の十一・第十七条の十二） 第三章の二 登録分析機関（第十七条の十三―第十七条の二十四） 第四章 雑則（第十八条―第二十三条） 第五章 罰則（第二十四条―第二十九条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もつて消費者の利益の保護に資するとともに、重油について海洋汚染等の防止に関する国際約束の適確な実施を確保するために必要な措置を講ずることを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において「石油製品」とは、揮発油、軽油、灯油及び	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 揮発油販売業者の登録（第三条―第十二条） 第三章 品質の確保 第一節 揮発油の品質の確保（第十三条―第十七条の六） 第二節 軽油の品質の確保（第十七条の七・第十七条の八） 第三節 灯油の品質の確保（第十七条の九・第十七条の十） 第三章の二 登録分析機関（第十七条の十一―第十七条の二十一） 第四章 雑則（第十八条―第二十三条） 第五章 罰則（第二十四条―第二十九条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について、適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もつて消費者の利益の保護に資することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において「石油製品」とは、揮発油、軽油及び灯油並

重油並びにこれらに準ずる炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素を含む。以下同じ。）及び石油ガス（液化したものを含む。）であつて経済産業省令で定めるものをいう。

2（8）（略）

9 この法律において「重油」とは、炭化水素油であつて、経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法による九十パーセント留出温度が三百六十度を超えない範囲内で経済産業省令で定める温度を超え、又は温度十五度における比重が〇・八七五七を超えるもの（温度十五度における比重が〇・八三以上〇・八七五七以下で経済産業省令で定める試験方法による十パーセント残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が経済産業省令で定める割合以上のものを含む。）のうち、第二項に規定する揮発油及び第七項に規定する灯油以外のものをいう。

10 この法律において「重油販売業者」とは、船舶（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第一号に規定する船舶をいう。第十七条の十一第一項において同じ。）又は海底掘削等施設（海底の掘削又は天然資源の掘採の用に供する施設であつて経済産業省令で定めるものをいう。同項において同じ。）の燃料として重油（重油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて経済産業省令で定めるものを含む。）をその使用者に販売する事業を行う者をいう。

11 （略）

第四節 重油の品質の確保

（規格に適合しない重油の販売の禁止等）

第十七条の十一 重油販売業者は、重油の規格として経済産業省令で定

びにこれらに準ずる炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素を含む。以下同じ。）及び石油ガス（液化したものを含む。）であつて経済産業省令で定めるものをいう。

2（8）（略）

9（略）

めるもの（以下「重油規格」という。）に適合しない物を、船舶等（船舶及び海底掘削等施設をいう。以下同じ。）の燃料用の重油（重油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて経済産業省令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）としてその使用者に販売してはならない。

2| 重油販売業者は、重油を経済産業省令で定める船舶等の燃料として販売するときは、その使用者に対し、経済産業省令で定めるところにより、当該重油中の硫黄の濃度その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付し、かつ、当該重油についての試料を提出しなければならない。この場合において、当該重油販売業者は、経済産業省令で定めるところにより、当該書面の写し（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第十七条の十九において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第二十七条第四号において同じ。）を保存しなければならない。

3| 重油販売業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該重油の使用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該重油販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

4| 第十七条の二の規定は、重油販売業者に準用する。この場合において、同条第一項中「第十三条」とあるのは「第十七条の十一第一項」と、「消費者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

(重油生産業者、重油輸入業者等の義務)

第十七条の十二 第十七条の三の規定は、原油又は石油製品を精製して重油を生産する事業を行う者(以下「重油生産業者」という。)に準用する。この場合において、同条第一項中「自動車」とあるのは「船舶等」と、「消費しよう」とあるのは「使用しよう」と、「揮発油規格」とあるのは「重油規格」と読み替えるものとする。

2| 第十七条の四第一項及び第三項から第六項までの規定は、重油の輸入の事業を行う者(以下「重油輸入業者」という。)に準用する。この場合において、同条第一項中「自動車」とあるのは「船舶等」と、「消費しよう」とあるのは「使用しよう」と、「揮発油規格」とあるのは「重油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「重油生産業者」と、同条第四項中「自動車」とあるのは「船舶等」と、「消費する」とあるのは「使用する」と、同条第五項中「自動車」とあるのは「船舶等」と、「消費する」とあるのは「使用する」と、「消費しよう」とあるのは「使用しよう」と、同条第六項中「消費する」とあるのは「使用する」と読み替えるものとする。

3| 第十七条の四第二項及び第三項の規定は、重油以外の石油製品を輸入する事業を行う者に準用する。この場合において、同条第二項中「揮発油以外」とあるのは「重油以外」と、「自動車」とあるのは「船舶等」と、「消費しよう」とあるのは「使用しよう」と、「揮発油規格」とあるのは「重油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「重油生産業者」と読み替えるものとする。

4| 第十七条の五の規定は、第一項において準用する第十七条の三第一項、第二項において準用する第十七条の四第一項又は前項において準用する同条第二項の規定により確認を行うべき者に準用する。この場合において、第十七条の五第一項中「消費者」とあるのは、「使用者」

と読み替えるものとする。

5 重油生産業者、重油輸入業者又は重油以外の石油製品を輸入する事業を行う者（以下「重油生産業者等」という。）は、重油販売業者（当該重油生産業者等の販売した重油を前条第二項の経済産業省令で定める船舶等の燃料として販売する場合に限る。）から当該重油中の硫黄の濃度その他経済産業省令で定める事項を記載した書面の交付を求められたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該書面を交付しなければならない。

6 前条第三項の規定は、前項の規定による書面の交付に準用する。この場合において、同条第三項中「重油の使用者」とあるのは、「重油販売業者」と読み替えるものとする。

第三章の二 登録分析機関

（登録分析機関の登録の申請）

第十七条の十三 第十六条の二第一項、第十七条の三第二項（第十七条の八第一項、第十七条の十第一項若しくは前条第一項において準用する場合を含む。第十七条の十七第一項において同じ。）又は第十七条の四第三項（第十七条の八第二項若しくは第三項、第十七条の十第二項若しくは第三項若しくは前条第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。第十七条の十七第一項において同じ。）の登録（以下この章において「分析機関の登録」という。）は、揮発油販売業者の委託を受けて行う揮発油の分析の業務又は揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、重油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者、重油輸入業者若しくは第十七条の四第二項（第十七条の八第三項、第十七条の十第三項若しくは前条第三項において準用する場合

第三章の二 登録分析機関

（登録分析機関の登録の申請）

第十七条の十一 第十六条の二第一項、第十七条の三第二項（第十七条の八第一項又は前条第一項において準用する場合を含む。第十七条の十五第一項において同じ。）又は第十七条の四第三項（第十七条の八第二項若しくは第三項又は前条第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。第十七条の十五第一項において同じ。）の登録（以下この章において「分析機関の登録」という。）は、揮発油販売業者の委託を受けて行う揮発油の分析の業務又は揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者若しくは第十七条の四第二項（第十七条の八第三項又は前条第三項において準用する場合を含む。）の規定により確認を行うべき者の委託を受けて行う揮発油、軽油若しくは灯油の分析の業務（以下「分析業務」とい

合を含む。）の規定により確認を行うべき者の委託を受けて行う揮発油、軽油、灯油若しくは重油の分析の業務（以下「分析業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 (略)

(欠格条項)

第十七条の十四 (略)

一 (略)

二 第十七条の二十三の規定により分析機関の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 (略)

(登録の基準)

第十七条の十五 経済産業大臣は、第十七条の十三の規定により分析機関の登録を申請した者（以下この項において「分析機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その分析機関の登録をしなければならない。この場合において、分析機関の登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一・二 (略)

三 分析機関登録申請者が、揮発油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、重油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者、重油輸入業者又は第十七条の四第二項（第十七条の八第三項、第十七条の十第三項若しくは第十七条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により確認を行うべき者（以下この号において「揮発油販売業者等」と総称する。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

う。）を行おうとする者の申請により行う。

2 (略)

(欠格条項)

第十七条の十二 (略)

一 (略)

二 第十七条の二十の規定により分析機関の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 (略)

(登録の基準)

第十七条の十三 経済産業大臣は、第十七条の十一の規定により分析機関の登録を申請した者（以下この項において「分析機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その分析機関の登録をしなければならない。この場合において、分析機関の登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一・二 (略)

三 分析機関登録申請者が、揮発油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、重油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者、重油輸入業者又は第十七条の四第二項（第十七条の八第三項又は第十七条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定により確認を行うべき者（以下この号において「揮発油販売業者等」と総称する。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イハ (略) 2 (略) (登録の更新) 第十七条の十六 (略) 2 (略) (分析の義務) 第十七条の十七 分析機関の登録を受けた者(以下「登録分析機関」という。)は、第十六条の二第一項の規定による揮発油の分析又は第十七条の三第二項若しくは第十七条の四第三項の規定による揮発油、軽油、灯油若しくは重油の分析の委託を受けるべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、分析業務を行わなければならない。 2・3 (略) (業務規程) 第十七条の十八 (略) 2 (略) (財務諸表等の備付け及び閲覧等) 第十七条の十九 登録分析機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二十九条第三号において「財務諸表		イハ (略) 2 (略) (登録の更新) 第十七条の十四 (略) 2 (略) (分析の義務) 第十七条の十五 分析機関の登録を受けた者(以下「登録分析機関」という。)は、第十六条の二第一項の規定による揮発油の分析又は第十七条の三第二項若しくは第十七条の四第三項の規定による揮発油、軽油若しくは灯油の分析の委託を受けるべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、分析業務を行わなければならない。 2・3 (略) (業務規程) 第十七条の十六 (略) 2 (略) (財務諸表等の備付け及び閲覧等) 第十七条の十六の二 登録分析機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に	
---	--	---	--

等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(適合命令)

第十七条の二十 経済産業大臣は、登録分析機関が第十七条の十五第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録分析機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(分析業務の休廃止)

第十七条の二十一 (略)

(指定の失効)

第十七条の二十二 (略)

(登録の取消し等)

第十七条の二十三 (略)

一 第十七条の十四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十七条の十八第一項、第十七条の十九第一項、第十七条の二十一又は第十九条第五項の規定に違反したとき。

三 第十七条の十七第三項又は第十七条の二十の規定による命令に違反したとき。

四 (略)

供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二十九条第三号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(適合命令)

第十七条の十七 経済産業大臣は、登録分析機関が第十七条の十三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録分析機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(分析業務の休廃止)

第十七条の十八 (略)

(指定の失効)

第十七条の十九 (略)

(登録の取消し等)

第十七条の二十 (略)

一 第十七条の十二第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十七条の十六第一項、第十七条の十六の二第一項、第十七条の十八又は第十九条第五項の規定に違反したとき。

三 第十七条の十五第三項又は第十七条の十七の規定による命令に違反したとき。

四 (略)

(公示)

第十七条の二十四 (略)

- 一 (略)
- 二 第十七条の二十一の規定による届出があつたとき。
- 三 (略)

(帳簿の記載)

第十九条 (略)

2 揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、重油生産業者及び第十七条の四第二項(第十七条の八第三項、第十七条の十第三項又は第十七条の十二第三項において準用する場合を含む。)の規定により確認を行うべき者は、経済産業省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿を備え、揮発油、軽油、灯油又は重油の品質の確認に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

3 揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者及び重油輸入業者は、経済産業省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿を備え、揮発油、軽油、灯油又は重油の品質の確認に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

4 (略)

5 登録分析機関は、経済産業省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿を備え、揮発油、軽油、灯油又は重油の分析に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

(公示)

第十七条の二十一 (略)

- 一 (略)
- 二 第十七条の十八の規定による届出があつたとき。
- 三 (略)

(帳簿の記載)

第十九条 (略)

2 揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者及び第十七条の四第二項(第十七条の八第三項又は第十七条の十第三項において準用する場合を含む。)の規定により確認を行うべき者は、経済産業省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿を備え、揮発油、軽油又は灯油の品質の確認に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

3 揮発油輸入業者、軽油輸入業者及び灯油輸入業者は、経済産業省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿を備え、揮発油、軽油又は灯油の品質の確認に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

4 (略)

5 登録分析機関は、経済産業省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿を備え、揮発油、軽油又は灯油の分析に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第二十条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、揮
発油販売業者、軽油販売業者、灯油販売業者、重油販売業者、揮発油
生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、重油生産業者、揮発油輸入
業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者、重油輸入業者、第十七条の四第
二項（第十七条の八第三項、第十七条の十第三項若しくは第十七条の
十二第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）
の規定により確認を行うべき者又は登録分析機関に対し、その業務に
関し報告させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員
に、揮発油販売業者、軽油販売業者、灯油販売業者、重油販売業者、
揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、重油生産業者、揮発
油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者、重油輸入業者又は第十七
条の四第二項の規定により確認を行うべき者の事務所、給油所その他
の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験
のため必要な最少限度の分量に限り揮発油、軽油、灯油、重油その他
の必要な試料を収去させることができる。

3（略）

（聴聞の特例）

第二十一条（略）

2 第十一条第一項若しくは第二項又は第十七条の二十三の規定による
処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければなら
ない。

3（略）

第五章 罰則

第二十条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、揮
発油販売業者、軽油販売業者、灯油販売業者、揮発油生産業者、軽油
生産業者、灯油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入
業者、第十七条の四第二項（第十七条の八第三項又は第十七条の十第
三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定
により確認を行うべき者又は登録分析機関に対し、その業務に関し報
告させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員
に、揮発油販売業者、軽油販売業者、灯油販売業者、揮発油生産業者、
軽油生産業者、灯油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油
輸入業者又は第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者の事
務所、給油所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を
検査させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り揮発油、軽油、
灯油その他の必要な試料を収去させることができる。

3（略）

（聴聞の特例）

第二十一条（略）

2 第十一条第一項若しくは第二項又は第十七条の二十の規定による処
分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければなら
ない。

3（略）

第五章 罰則

第二十四条 (略)

一・二 (略)

三 第十七条の二十三の規定による分析業務の停止の命令に違反した者

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条、第十七条の七第一項、第十七条の九第一項又は第十七条の十一第一項の規定に違反して販売した者

二 第十七条の三第一項（第十七条の八第一項、第十七条の十第一項若しくは第十七条の十二第一項において準用する場合を含む。）又は第十七条の四第一項（第十七条の八第二項、第十七条の十第二項若しくは第十七条の十二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第十七条の八第三項、第十七条の十第三項若しくは第十七条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して確認を行わずに販売、消費又は使用した者

第二十六条 第十七条の六第五項（第十七条の七第二項若しくは第十七条の九第二項において準用する場合を含む。）又は第十七条の十七第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 (略)

一 (略)

二 第十七条の四第四項（同条第五項（第十七条の八第二項、第十七条の十第二項若しくは第十七条の十二第二項において準用する場合

第二十四条 (略)

一・二 (略)

三 第十七条の二十の規定による分析業務の停止の命令に違反した者

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条、第十七条の七第一項又は第十七条の九第一項の規定に違反して販売した者

二 第十七条の三第一項（第十七条の八第一項又は第十七条の十第一項において準用する場合を含む。）又は第十七条の四第一項（第十七条の八第二項又は第十七条の十第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第十七条の八第三項又は第十七条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して確認を行わずに販売又は消費した者

第二十六条 第十七条の六第五項（第十七条の七第二項又は第十七条の九第二項において準用する場合を含む。）又は第十七条の十五第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 (略)

一 (略)

二 第十七条の四第四項（同条第五項（第十七条の八第二項又は第十七条の十第二項において準用する場合を含む。））、第十七条の八第二

を含む。)、第十七条の八第二項、第十七条の十第二項若しくは第十七条の十二第二項において準用する場合を含む。)、若しくは第六項(第十七条の八第二項、第十七条の十第二項若しくは第十七条の十二第二項において準用する場合を含む。)、の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十七条の十一第二項前段の規定に違反して書面を交付せず、若しくは試料を提出せず、又は同項前段に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 第十七条の十一第二項後段の規定に違反して書面の写しを保存しなかつた者

五 第十七条の十二第五項の規定に違反して書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

六 八 (略)

第二十九条 (略)

一 第七条第二項、第八条第三項、第九条、第十四条第二項、第十六条の二第二項又は第十七条の二十一の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (略)

三 第十七条の十九第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

別表(第十七条の十三、第十七条の十五関係)

項又は第十七条の十第二項において準用する場合を含む。)、若しくは第六項(第十七条の八第二項又は第十七条の十第二項において準用する場合を含む。)、の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 五 (略)

第二十九条 (略)

一 第七条第二項、第八条第三項、第九条、第十四条第二項、第十六条の二第二項又は第十七条の十八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (略)

三 第十七条の十六の二第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

別表(第十七条の十一、第十七条の十三関係)

	分析の区分	機械器具
	一、四（略）	（略）
五、 <u>重油生産業者、重油輸入業者又は第十七条の十二第三項において準用する第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者の委託に係る重油の分析</u>	次に掲げる機器のうちいずれかの機器	
	イ、 <u>燃焼管式空気法試験器</u> ロ、 <u>放射線式励起法分析計</u> ハ、 <u>ボンベ式質量法試験器</u>	
	分析の区分	機械器具
	一、四（略）	（略）

改 正 案	現 行
附 則 第一条（略）	附 則 第一条（略）
	（第一条の規定による改正に伴う経過措置） 第二条 運輸大臣又は船級協会（第一条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下この条から附則第五条までに於いて「新法」という。）第十七条の十二第一項の認定を受けた法人をいう。以下同じ。）は、前条第一号に定める日以後においては、同条第二号に定める日前においても、国際航海に従事する船舶に設置された海洋汚染防止設備等（新法第十七条の二に規定する海洋汚染防止設備等をいう。以下この条において同じ。）について、新法第十七条の二又は第十七条の十二第二項に規定する検査に相当する検査を行うことができる。 2 運輸大臣は、前条第一号に定める日以後においては、同条第二号に定める日前においても、新法第十七条の三第一項の海洋汚染防止証書及び新法第十七条の九第一項の国際海洋汚染防止証書に相当する証書を交付することができる。 3 前項の規定により交付した証書は、その交付後前条第二号に定める日までの間に運輸省令で定める事由が生じたときを除き、同日以後は、新法第十七条の三第一項の海洋汚染防止証書及び新法第十七条の九第一項の国際海洋汚染防止証書とみなす。この場合において、これらの証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

4 次の各号の一に掲げる者（国を除く。）は、実費を勘案して運輸省令で定める額の手数料を収入印紙をもつて国に納付しなければならぬ。

一 第一項の運輸大臣の行う検査を受けようとする者

二 第二項の海洋汚染防止証書及び国際海洋汚染防止証書に相当する証書の交付を受けようとする者（船級協会が第一項に規定する検査を行った国際航海に従事する船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。）

三 第二項の海洋汚染防止証書に相当する証書又は国際海洋汚染防止証書に相当する証書の再交付又は書換えを受けようとする者

5 偽りその他不正の行為により第二項の海洋汚染防止証書に相当する証書又は国際海洋汚染防止証書に相当する証書の交付を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三条 新法第八条第三項の規定は、附則第一条第二号に定める日以後に最後の記載をする油記録簿の保存について適用し、同日前に最後の記載をした油記録簿の保存については、なお従前の例による。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に船舶検査証書（船舶安全法第九条第一項の船舶検査証書をいう。以下同じ。）又は臨時航行許可証（同法第九条第二項の臨時航行許可証をいう。以下同じ。）の交付を受けている船舶であつて、次項及び第四項に規定する船舶以外のものについての新法第十七条の二の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号）附則第一条第二号に定める日以後初めて」とする。

- 2 次各号の一に掲げる国際航海に従事する船舶については、条約附属書Ⅰが効力を生ずる日（昭和五十八年十月二日）の翌日から起算して一年を経過する日（第六項において「経過日」という。）までの間は、新法第五条、第五条の二、第十七条の七第一項並びに第十七条の十第一項及び第二項の規定は、適用しない。
- 一 昭和五十年十二月三十一日以前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、昭和五十一年六月三十日以前に建造に着手されたもの）であつて、昭和五十四年十二月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されたもの
- 二 昭和五十年十二月三十一日以前に運輸省令で定める改造に該当する改造に関する契約が結ばれた船舶（改造に関する契約がない船舶にあつては、昭和五十一年六月三十日以前に当該改造が開始されたもの）であつて昭和五十四年十二月三十一日以前に当該改造が完了したもの
- 3 前項に規定する船舶についての新法第十七条の二の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に規定する条約附属書Ⅰが効力を生ずる日の翌日から起算して一年を経過する日以後初めて」とする。
- 4 国際航海に従事する船舶以外の船舶で、附則第一条第二号に定める日に現に船舶検査証書又は臨時航行許可証の交付を受けているものについては、同日から同日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査又は中間検査が開始される日（第六項において「最初の検査日」という。）までの間は、新法第五条、第五条の二、第十七条の七第一項及び第十七条の十第一項の規定は、適用しない。

5 前項に規定する船舶についての新法第十七条の二の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に定める日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査又は中間検査が開始される日以後初めて」とする。

6 第二項又は第四項に規定する船舶の第一条の規定による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（次条において「旧法」という。）第五条に規定するビルジ排出防止装置の設置については、経過日又は最初の検査日までの間は、なお従前の例による。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法第三条第十二号の廃油処理事業に該当する事業（以下この条において「旧法事業」という。）を行っていない者であつて新法第三条第十二号の廃油処理事業（以下この条において「新法事業」という。）を行つてゐるもの（以下この条において「新規事業者」という。）は、附則第一条第二号に定める日から起算して一月を経過する日（第三項の規定により届出書を提出したときは、その届出書を提出した日）までの間は、新法第二十条第一項の許可を受けず、又は同条第二項の届出をしないで、廃軽質油処理事業（旧法第三条第十号の廃油以外の新法第三条第十号の廃油（第六項及び第七項において「廃軽質油」という。）に係る廃油処理事業をいう。以下この条において同じ。）を行うことができる。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法事業を行つてゐる者であつて廃軽質油処理事業を行つてゐるもの（以下この条において「既存事業者」という。）は、同号に定める日から起算して一月を経過する日（次項の規定により届出書を提出したときは、その届出書を提出した日）までの間は、新法第二十八条第一項の許可を受けず、又

は同条第三項の届出をしないで、廃軽質油処理事業を行うことができる。

3 新規事業者又は既存事業者は、第一項又は前項の期間内に、廃軽質油処理事業に関し、新法第二十一条第一項第二号の事項を記載した届出書に当該事業の概況を記載した書類その他の運輸省令で定める書類を添付して運輸大臣に提出したときは、新法第二十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の届出をし、又は新法第二十八条第一項の許可を受け、若しくは同条第三項の届出をしたものとみなす。

4 前項の規定により新法第二十条第一項又は第二十八条第一項の許可を受けたものとみなされた新規事業者又は既存事業者は、附則第一条第二号に定める日から起算して三月を経過する日までの間は、新法第二十六条第一項の廃油処理規程の認可を受けなくても、廃軽質油処理事業を行うことができる。新規事業者又は既存事業者がその期間内に同項の認可を申請した場合において、認可をした旨又はしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

5 第三項の規定により新法第二十条第二項又は第二十八条第三項の届出をしたものとみなされた新規事業者又は既存事業者についての新法第二十六条第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に定める日から起算して三月を経過する日までに」とする。

6 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に新法第三十四条第一項の自家用廃油処理施設により廃軽質油の処理を行っている者は、同号に定める日から起算して一月を経過する日（次項の規定により届出書を提出したときは、その届出書を提出した日）までの間は、同条第一項又は新法第三十五条において準用する新法第二十八条第三項の届

出をしないで、廃軽質油の処理を行うことができる。

7 前項に規定する者は、同項の期間内に、廃軽質油の処理に関し、新法第三十四条第二項において準用する新法第二十一条第一項第二号の事項を記載した届出書に廃軽質油の処理の概況を記載した書類その他の運輸省令で定める書類を添付して運輸大臣に提出したときは、新法第三十四条第一項又は新法第三十五条において準用する新法第二十八条第三項の届出をしたものとみなす。

(第一条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正)

第六条 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

2 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

3 船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

4 海上交通安全法(昭和四十七年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

6 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

〔昭和五十五年法律第四十一号〕の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（第二条の規定による改正に伴う経過措置）

第七条 運輸大臣又は船級協会は、附則第一条第三号に定める日以後においては、同条第四号に定める日前においても、国際航海に従事する船舶に設置された第二条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下この条及び次条において「新法」という。）第九条の三第一項に規定する有害液体物質排出防止設備（同条第三項に規定する船舶にあつては、その貨物艙を含む。以下この条及び次条において「有害液体物質排出防止設備等」という。）について、新法第十七条の二又は第十七条の十二第二項に規定する検査に相当する検査を行うことができる。

2 運輸大臣は、附則第一条第三号に定める日以後においては、同条第四号に定める日前においても、有害液体物質排出防止設備等に係る新法第十七条の三第一項の海洋汚染防止証書及び新法第十七条の九第一項の国際海洋汚染防止証書に相当する証書を交付することができる。

3 前項の規定により交付した証書は、その交付後附則第一条第四号に定める日までの間に運輸省令で定める事由が生じたときを除き、同日以後は、有害液体物質排出防止設備等に係る新法第十七条の三第一項の海洋汚染防止証書及び新法第十七条の九第一項の国際海洋汚染防止証書とみなす。この場合において、これらの証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

4 附則第二条第四項の規定は、第一項の運輸大臣の検査を受けようとする者又は第二項の証書の交付、再交付若しくは書換えを受けようとする者について、同条第五項の規定は、偽りその他不正の行為により

第二項の証書の交付を受けた者について準用する。

第八条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に船舶検査証書又は臨時航行許可証の交付を受けている船舶であつて、次項に規定する船舶以外のものについての新法第十七条の二（有害液体物質排出防止設備等に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第四号に定める日以後初めて」とする。

2 国際航海に従事する船舶以外の船舶で、附則第一条第四号に定める日に現に船舶検査証書又は臨時航行許可証の交付を受けているものについては、同日から同日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査又は中間検査が開始される日までの間は、新法第九条の三、第十七条の七第一項（有害液体物質排出防止設備等に係る部分に限る。）及び第十七条の十第一項（有害液体物質排出防止設備等に係る海洋汚染防止証書に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

3 前項に規定する船舶についての新法第十七条の二（有害液体物質排出防止設備等に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第四号に定める日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査又は中間検査が開始される日以後初めて」とする。

（第二条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正）

第九条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

(ふん尿等の排出に係る経過措置)	
第二条 条約附属書Ⅳが効力を生じた日（平成十五年九月二十七日。以下この条及び次条において単に「発効日」という。）前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、発効日前に建造に着手されたもの）であつて、発効日の翌日から起算して三年を経過する日以前に船舶所有者に対し引き渡されるものからの海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「新海洋汚染等防止法」という。）第十条第二項第一号に規定するふん尿等の排出については、発効日の翌日から起算して五年以上十年以内において政令で定める期間を経過する日までの間は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。	〔次のよう略〕 2 船舶整備公団法の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕 3 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕 4 運輸省設置法の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕 5 環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕
(ふん尿等排出防止設備に係る経過措置)	(第五条の規定による改正に伴う経過措置)
第二条 条約附属書Ⅳが効力を生じた日（平成十五年九月二十七日。以下この条及び次条において単に「発効日」という。）前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、発効日前に建造に着手されたもの）であつて、発効日の翌日から起算して三年を経過する日以前に船舶所有者又は海洋施設の設置者に対し引き渡されるものからの海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下「新海洋汚染等防止法」という。）第十条第二項第一号に規定するふん尿等の排出については、発効日の翌日から起算して十年を経過する日までの間は、同項又は同法第十八条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。	(第四条の規定による改正に伴う経過措置) 第十条 条約附属書Ⅳが効力を生ずる日前に建造契約が結ばれた船舶又は海洋施設（建造契約がない船舶又は海洋施設にあつては、同日前に建造に着手されたもの）であつて、同日の翌日から起算して三年を経過する日以前に船舶所有者又は海洋施設の設置者に対し引き渡されるものからの海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下「新海洋汚染等防止法」という。）第十条第二項第一号に規定するふん尿等の排出については、発効日の翌日から起算して十年を経過する日までの間は、同項又は同法第十八条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 発効日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、発効日前に建造に着手されたもの）であつて、発効日の翌日から起算して三年を経過する日以前に船舶所有者に対し引き渡されるものについては、発効日の翌日から起算して五年以上十年以内において政令で定める期間を経過する日までの間は、新海洋汚染等防止法第十條の二、第十九條の四十一第一項（新海洋汚染等防止法第十條の二第一項に規定するふん尿等排出防止設備に係る部分に限る。）並びに第十九條の四十四第一項及び第二項（新海洋汚染等防止法第十條の二第一項に規定するふん尿等排出防止設備に係る海洋汚染等防止証書に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

2 前項に規定する船舶についての新海洋汚染等防止法第十九條の三十六（新海洋汚染等防止法第十條の二第一項に規定するふん尿等排出防止設備に係る部分に限る。）の規定の適用については、新海洋汚染等防止法第十九條の三十六中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第二条に規定する発効日の翌日から起算して五年以上十年以内において政令で定める期間を経過する日以後初めて」とする。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてな

第十一条 条約附属書IVが効力を生ずる日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同日前に建造に着手されたもの）であつて、同日の翌日から起算して三年を経過する日以前に船舶所有者に対し引き渡されるものについては、条約附属書IVが効力を生ずる日の翌日から起算して十年を経過する日までの間は、第五条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下この条において「新法」という。）第十條の二、第十七條の七第一項（新法第十條の二第一項に規定するふん尿等排出防止設備に係る部分に限る。）並びに第十七條の十第一項及び第二項（新法第十條の二第一項に規定するふん尿等排出防止設備に係る海洋汚染防止証書に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

2 前項に規定する船舶についての新法第十七條の二（新法第十條の二第一項に規定するふん尿等排出防止設備に係る部分に限る。）の規定の適用については、新法第十七條の二中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第八号に規定する条約附属書IVが効力を生ずる日の翌日から起算して十年を経過する日以後初めて」とする。

（第五条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正）

第十二条 運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてな

従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 附則第二条及び第三条に定めるもののほか、この法律の施行に
関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

お従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 附則第二条から第五条まで、第七条、第八条、第十条及び第
十一条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措
置は、政令で定めることができる。

○船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（附則第二十条関係）

改正案

現行

（傍線の部分は改正部分）

第二章 小型船舶検査機構

第一節 総則

（目的）

第二十五条の二 小型船舶検査機構は、小型船舶検査事務等を行うことにより、小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に資することを目的とする。

2 小型船舶検査機構は、前項に規定するもののほか、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号。以下「海洋汚染等防止法」という。）に基づき、小型船舶用原動機放出量確認等事務を行うことを目的とする。

3 小型船舶検査機構は、前二項に規定するもののほか、小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号。以下「小型船舶登録法」という。）に基づき、登録測度事務を行うことを目的とする。

第三節 管理

（役員の選任及び解任）

第二十五条の二十 役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、役員が、この法律、海洋汚染等防止法若しくは小型船舶登録法若しくはこれらの法律に基づく命令若しくは処分、定款、業務方法書、第二十五条の二十九第一項に規定する検査事務規程、第二十五条の二十七第一項第二号に掲げる業務の実施に関する規程、海洋汚染等防止法第十九条の十一第一項に規定する小型船舶用原動機放

第二章 小型船舶検査機構

第一節 総則

（目的）

第二十五条の二 小型船舶検査機構は、小型船舶検査事務等を行なうことにより、小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に資することを目的とする。

2 小型船舶検査機構は、前項に規定するもののほか、小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号。以下「小型船舶登録法」という。）に基づき、登録測度事務を行うことを目的とする。

第三節 管理

（役員の選任及び解任）

第二十五条の二十 役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、役員が、この法律若しくは小型船舶登録法若しくはこれらの法律に基づく命令若しくは処分、定款、業務方法書、第二十五条の二十九第一項に規定する検査事務規程、第二十五条の二十七第一項第二号に掲げる業務の実施に関する規程若しくは小型船舶登録法第二十二條第一項に規定する登録測度事務規程に違反する行為をし

出量確認等事務規程若しくは小型船舶登録法第二十二条第一項に規定する登録測度事務規程に違反する行為をしたとき、又は機構の業務に關し著しく不適當な行為をしたときは、機構に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 国土交通大臣は、役員が第二十五条の十八各号のいずれかに該当するに至つた場合において機構がその役員を解任しないとき、又は機構が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

第四節 業務

(業務)

第二十五条の二十七 機構は、第二十五条の二第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 小型船舶検査事務
- 二 小型船舶又は小型船舶に係る物件に関する第六条ノ四第一項の規定による検定に関する事務
- 三 小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に関する調査、試験及び研究
- 四 前三号に掲げる業務に附帶する業務

2 機構は、第二十五条の二第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 海洋汚染等防止法第十九条の十第一項に規定する小型船舶用原動機放出量確認等事務
- 二 前号に掲げる業務に附帶する業務

3 機構は、第二十五条の二第三項の目的を達成するため、次の業務を行う。

たとき、又は機構の業務に關し著しく不適當な行為をしたときは、機構に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 国土交通大臣は、役員が第二十五条の十八各号のいずれかに該当するに至つた場合において機構がその役員を解任しないとき、又は機構が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

第四節 業務

(業務)

第二十五条の二十七 機構は、第二十五条の二第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 小型船舶検査事務
- 二 小型船舶又は小型船舶に係る物件に関する第六条ノ四第一項の規定による検定に関する事務
- 三 小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に関する調査、試験及び研究
- 四 前三号に掲げる業務に附帶する業務

2 機構は、第二十五条の二第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 小型船舶登録法第二十一条第一項に規定する登録測度事務 二 前号に掲げる業務に附帯する業務 4 機構は、前三項に規定する業務のほか、国土交通大臣の認可を受け、第二十五条の二の目的を達成するために必要な業務を行うことができる。	第六節 監督 (監督命令) 第二十五条の三十九 国土交通大臣は、この法律、<u>海洋汚染等防止法</u>又は小型船舶登録法を施行するため必要があるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。	一 小型船舶登録法第二十一条第一項に規定する登録測度事務 二 前号に掲げる業務に附帯する業務 3 機構は、前二項に規定する業務のほか、国土交通大臣の認可を受け、第二十五条の二の目的を達成するために必要な業務を行うことができる。	第六節 監督 (監督命令) 第二十五条の三十九 国土交通大臣は、この法律又は小型船舶登録法を施行するため必要があるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
(報告及び検査) 第二十五条の四十 国土交通大臣は、この法律、<u>海洋汚染等防止法</u>又は小型船舶登録法を施行するため必要があるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	2 前項の規定により立入検査をする場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	(報告及び検査) 第二十五条の四十 国土交通大臣は、この法律又は小型船舶登録法を施行するため必要があるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	2 前項の規定により立入検査をする場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○港則法（昭和二十三年法律第七十四号）（附則第二十一条関係）

改正案

現行

（傍線の部分は改正部分）

第二十五条 港内又は港の境界付近において発生した海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたときは、当該海難に係る船舶の船長は、遅滞なく標識の設定その他危険予防のため必要な措置をし、かつ、その旨を、特定港にあつては港長に、特定港以外の港にあつては最寄りの管区海上保安本部の事務所の長又は港長に報告しなければならぬ。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三十八条第一項、第二項若しくは第五項、第四十二条の二第一項又は第四十二条の三第一項の規定による通報をしたときは、当該通報をした事項については報告をすることを要しない。

第二十五条 港内又は港の境界付近において発生した海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたときは、当該海難に係る船舶の船長は、遅滞なく標識の設定その他危険予防のため必要な措置をし、かつ、その旨を、特定港にあつては港長に、特定港以外の港にあつては最寄りの管区海上保安本部の事務所の長又は港長に報告しなければならぬ。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三十八条第一項、第二項若しくは第五項、第四十二条の二第一項又は第四十二条の三第一項の規定による通報をしたときは、当該通報をした事項については報告をすることを要しない。

（喫煙等の制限）

（喫煙等の制限）

第三十六条の二（略）

第三十六条の二（略）

2 港長は、海難の発生その他の事情により特定港内において引火性の液体が浮流している場合において、火災の発生のおそれがあると認めるときは、当該水域にある者に対し、喫煙又は火気の取扱いを制限し、又は禁止することができる。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の五第一項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

2 港長は、海難の発生その他の事情により特定港内において引火性の液体が浮流している場合において、火災の発生のおそれがあると認めるときは、当該水域にある者に対し、喫煙又は火気の取扱いを制限し、又は禁止することができる。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の五第一項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第三十七条（略）

第三十七条（略）

2（略）

2（略）

3 港長は、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通

3 港長は、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通

の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該水域における危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該水域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止することができる。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の八の規定の適用がある場合は、この限りでない。

の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該水域における危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該水域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止することができる。ただし、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の八の規定の適用がある場合は、この限りでない。

○海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第二（第一条関係）		別表第二（第一条関係）	
一〇七（略）		一〇七（略）	
八 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）		八 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）	
九（略）		九（略）	

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（他の法令に基づく計画との関係） 第三十八条（略） 一、十（略） 十一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の二第一項に規定する排出油の防除に関する計画 十二・十三（略）	（他の法令に基づく計画との関係） 第三十八条（略） 一、十（略） 十一 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の二第一項に規定する排出油の防除に関する計画 十二・十三（略）

改 正 案

現 行

（市町村の処理等）

第六条の二 （略）

（市町村の処理等）

第六条の二 （略）

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理一般廃棄物を定めた場合における当該特別管理一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理一般廃棄物を定めた場合における当該特別管理一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

4（7）（略）

4（7）（略）

（事業者の処理）

第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。

（事業者の処理）

第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。

第三項から第五項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができ産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

2 (略)

3 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第五項並びに次条第三項から第五項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第五項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

4 11 (略)

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第三項から第五項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができ産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

2 (略)

3 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第五項並びに次条第三項から第五項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第五項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

4 11 (略)

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第十二条の二 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該特別管理産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が<u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</u>に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。 2 12 (略)	第十二条の二 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該特別管理産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が<u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</u>に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。 2 12 (略)
---	---

○水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）（附則第二十一条関係）

改 正 案

現 行

（傍線の部分は改正部分）

（適用除外等）			（適用除外等）		
第二十三条（略）			第二十三条（略）		
2 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる事業場又は施設について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の相当規定の定めるところによる。			2 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる事業場又は施設について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の相当規定の定めるところによる。		
一、四（略）	（略）	（略）	一、四（略）	（略）	（略）
五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三十三条第十四号に規定する廃油処理施設（以下「廃油処理施設」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者	当該特定施設	第五条から第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第三項	五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三十三条第十四号に規定する廃油処理施設（以下「廃油処理施設」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者	当該特定施設	第五条から第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第三項
六（略）	（略）	（略）	六（略）	（略）	（略）
七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三十八条第三項に規定する海洋施設等（廃油処理施設を除く。以下単に「海洋施設等」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透さ	当該特定施設	第十四条の二第一項及び第三項（同条第一項の規定については、油を含む水に関する部分に限る。）	七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三十八条第三項に規定する海洋施設等（廃油処理施設を除く。以下単に「海洋施設等」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出し、又は特定地下浸透水を排出し、又は特定地下浸	当該特定施設	第十四条の二第一項及び第三項（同条第一項の規定については、油を含む水に関する部分に限る。）

せる者	八略		
	略	略	
3 (略) 4 都道府県知事は、第二項に規定する特定施設に係る排水又は特定地下浸透水に起因する公共用水域又は地下水の水質の汚濁により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、行政機関の長に対し、第八条又は第八条の二の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置を執るべきことを要請することができる。 5・6 (略)			
透水を浸透させる者	八 (略)		
	(略)	(略)	
3 (略) 4 都道府県知事は、第二項に規定する特定施設に係る排水又は特定地下浸透水に起因する公共用水域又は地下水の水質の汚濁により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、行政機関の長に対し、第八条又は第八条の二の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置を執るべきことを要請することができる。 5・6 (略)			

○海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（海難が発生した場合の措置） 第三十三条（略） 2 前項に規定する船舶の船長は、同項に規定する場合において、<u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三十八条第一項、第二項若しくは第五項、第四十二条の二第一項又は第四十二条の三第一項の規定による通報をしたときは、当該通報をした事項については前項の規定による通報をすることを要しない。</u> 3 海上保安庁長官は、船長が第一項の規定による措置をとらなかつたとき又は同項の規定により船長がとつた措置のみによつては船舶交通の危険を防止することが困難であると認めるときは、船舶交通の危険の原因となつている船舶（船舶以外の物件が船舶交通の危険の原因となつている場合は、当該物件を積載し、引き、又は押している船舶）の所有者（当該船舶が共有されているときは船舶管理人、当該船舶が貸し渡されているときは船舶借入人）に対し、当該船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するため必要な措置（<u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の七に規定する場合は、同条の規定により命ずることができる措置を除く。</u>）をとるべきことを命ずることができる。	（海難が発生した場合の措置） 第三十三条（略） 2 前項に規定する船舶の船長は、同項に規定する場合において、<u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三十八条第一項、第二項若しくは第五項、第四十二条の二第一項又は第四十二条の三第一項の規定による通報をしたときは、当該通報をした事項については前項の規定による通報をすることを要しない。</u> 3 海上保安庁長官は、船長が第一項の規定による措置をとらなかつたとき又は同項の規定により船長がとつた措置のみによつては船舶交通の危険を防止することが困難であると認めるときは、船舶交通の危険の原因となつている船舶（船舶以外の物件が船舶交通の危険の原因となつている場合は、当該物件を積載し、引き、又は押している船舶）の所有者（当該船舶が共有されているときは船舶管理人、当該船舶が貸し渡されているときは船舶借入人）に対し、当該船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するため必要な措置（<u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の七に規定する場合は、同条の規定により命ずることができる措置を除く。</u>）をとるべきことを命ずることができる。

○瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）（附則第二十一条関係）

改正案

（水質汚濁防止法等の適用関係）

第十二条 水質汚濁防止法第五条から第十条まで、第十一条第一項から第三項まで及び第二十三条第三項から第五項まで（同法第五条、第七条、第八条、第八条の二、第十条及び第十一条に係る部分に限る。）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三十七条第一項の規定は、第五条第一項に規定する区域において特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出する者で特定地下浸透水（水質汚濁防止法第二条第七項に規定する特定地下浸透水をいう。次項において同じ。）を浸透させない者に係る当該特定施設については、適用しない。

2（略）

3 前項に規定する者及びこの者に係る当該特定施設についての水質汚濁防止法の規定の適用については、次項の規定によるほか、同法第五条第二項中「都道府県知事」とあるのは「府県知事（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第二項の申請書を提出する府県知事をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第一項中「排出水を排出し、又は特定地下浸透水」とあるのは「特定地下浸透水」と、「前条第一項各号又は第二項各号」とあるのは「前条第二項各号」と、「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、同法第七条中「第五条」とあるのは「第五条第二項」と、「第五条第一項第四号から第八号までに掲げる事項又は同条第二項第四号」とあるのは「第五条第二項第四号」と、「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、同法第八条中「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、「第五条」とあるのは

現行

（水質汚濁防止法等の適用関係）

第十二条 水質汚濁防止法第五条から第十条まで、第十一条第一項から第三項まで及び第二十三条第三項から第五項まで（同法第五条、第七条、第八条、第八条の二、第十条及び第十一条に係る部分に限る。）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三十七条第一項の規定は、第五条第一項に規定する区域において特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出する者で特定地下浸透水（水質汚濁防止法第二条第七項に規定する特定地下浸透水をいう。次項において同じ。）を浸透させない者に係る当該特定施設については、適用しない。

2（略）

3 前項に規定する者及びこの者に係る当該特定施設についての水質汚濁防止法の規定の適用については、次項の規定によるほか、同法第五条第二項中「都道府県知事」とあるのは「府県知事（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第二項の申請書を提出する府県知事をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第一項中「排出水を排出し、又は特定地下浸透水」とあるのは「特定地下浸透水」と、「前条第一項各号又は第二項各号」とあるのは「前条第二項各号」と、「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、同法第七条中「第五条」とあるのは「第五条第二項」と、「第五条第一項第四号から第八号までに掲げる事項又は同条第二項第四号」とあるのは「第五条第二項第四号」と、「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、同法第八条中「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、「第五条」とあるのは

（傍線の部分は改正部分）

「第五条第二項」と、「排水水の汚染状態が当該特定事業場の排水口（排水水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排水水に係る排水基準（第三条第一項の排水基準（同条第三項の規定により排水基準が定められた場合にあつては、その排水基準を含む。）をいう。以下単に「排水基準」という。）に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水」とあるのは「特定地下浸透水」と、同法第九条第一項中「第五条」とあるのは「第五条第二項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、「第五条」とあるのは「第五条第二項」と、同法第十条中「第五条」とあるのは「第五条第二項」と、「第五条第一項第一号若しくは第二号若しくは同条第二項第一号」とあるのは「第五条第二項第一号」と、「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、同法第十一条第一項及び第二項中「第五条」とあるのは「第五条第二項」と、同条第三項中「第五条」とあるのは「第五条第二項」と、「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、同法第十二条第一項中「排水口」とあるのは「排水口（排水水を排出する場所をいう。以下同じ。）」と、「排水基準」とあるのは「排水基準（第三条第一項の排水基準（同条第三項の規定により排水基準が定められた場合にあつては、その排水基準を含む。）をいう。以下単に「排水基準」という。）」と、同法第二十三条第二項中「排水水を排出し、又は特定地下浸透水」とあるのは「特定地下浸透水」と、「第五条」とあるのは「第五条第二項、第六条」と、同条第三項中「第五条」とあるのは「第五条第二項」と、「当該特定施設を設置する工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「府県知事（第十四条第三項の規定による届出事項に該当する事項の通知にあつては当該特定施設を設置する工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事）」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（第八条の規定に相当する鉱山保安法、

「第五条第二項」と、「排水水の汚染状態が当該特定事業場の排水口（排水水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排水水に係る排水基準（第三条第一項の排水基準（同条第三項の規定により排水基準が定められた場合にあつては、その排水基準を含む。）をいう。以下単に「排水基準」という。）に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水」とあるのは「特定地下浸透水」と、同法第九条第一項中「第五条」とあるのは「第五条第二項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、「第五条」とあるのは「第五条第二項」と、同法第十条中「第五条」とあるのは「第五条第二項」と、「第五条第一項第一号若しくは第二号若しくは同条第二項第一号」とあるのは「第五条第二項第一号」と、「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、同法第十一条第一項及び第二項中「第五条」とあるのは「第五条第二項」と、同条第三項中「第五条」とあるのは「第五条第二項」と、「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、同法第十二条第一項中「排水口」とあるのは「排水口（排水水を排出する場所をいう。以下同じ。）」と、「排水基準」とあるのは「排水基準（第三条第一項の排水基準（同条第三項の規定により排水基準が定められた場合にあつては、その排水基準を含む。）をいう。以下単に「排水基準」という。）」と、同法第二十三条第二項中「排水水を排出し、又は特定地下浸透水」とあるのは「特定地下浸透水」と、「第五条」とあるのは「第五条第二項、第六条」と、同条第三項中「第五条」とあるのは「第五条第二項」と、「当該特定施設を設置する工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「府県知事（第十四条第三項の規定による届出事項に該当する事項の通知にあつては当該特定施設を設置する工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事）」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（第八条の規定に相当する鉱山保安法、

電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置の要請にあつては府県知事」と、「第八条、第八条の二」とあるのは「第八条」と、「第八条又は第八条の二」とあるのは「第八条」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（第八条の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置の要請に対して講じた措置の通知にあつては府県知事）」とする。 4 4 6 (略)	電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置の要請にあつては府県知事」と、「第八条、第八条の二」とあるのは「第八条」と、「第八条又は第八条の二」とあるのは「第八条」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（第八条の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置の要請に対して講じた措置の通知にあつては府県知事）」とする。 4 4 6 (略)
--	--

○湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）（附則第二十一条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
第十二条 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条第一項に規定する建設物、工作物その他の施設である湖沼特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山から排水を排出する者に関しては当該鉱山について、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気工作物又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第十四号に規定する廃油処理施設である湖沼特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出する者に関しては当該湖沼特定施設について、第八条の規定を適用せず、これらの法律の相当規定の定めるところによる。 2 都道府県知事は、前項に規定する湖沼特定施設に係る排水に起因する指定湖沼の水質の汚濁により生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長（第四項において単に「行政機関の長」という。）に対し、第八条の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置を執るべきことを要請することができる。 3・4 (略)	第十二条 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条第一項に規定する建設物、工作物その他の施設である湖沼特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山から排水を排出する者に関しては当該鉱山について、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気工作物又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第十四号に規定する廃油処理施設である湖沼特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出する者に関しては当該湖沼特定施設について、第八条の規定を適用せず、これらの法律の相当規定の定めるところによる。 2 都道府県知事は、前項に規定する湖沼特定施設に係る排水に起因する指定湖沼の水質の汚濁により生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長（第四項において単に「行政機関の長」という。）に対し、第八条の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置を執るべきことを要請することができる。 3・4 (略)

○南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）（附則第二十一条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（廃棄物の処分の制限） 第十六条 （略） 一、三 （略） 四 前号に掲げる液状廃棄物の処分に伴って生ずる汚泥（環境省令で定めるものに限る。）の船舶から海域への排出であって、<u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）</u>の規定に従ってするもの 五・六 （略）	（廃棄物の処分の制限） 第十六条 （略） 一、三 （略） 四 前号に掲げる液状廃棄物の処分に伴って生ずる汚泥（環境省令で定めるものに限る。）の船舶から海域への排出であって、<u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）</u>の規定に従ってするもの 五・六 （略）

○ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）（附則第二十一条関係）

改正案

現行

（傍線の部分は改正部分）

（適用除外等）

（適用除外等）

第三十五条 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる施設又は事業場について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の相当規定の定めるところによる。

第三十五条 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる施設又は事業場について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の相当規定の定めるところによる。

一（三）（略）	（略）	（略）	一（三）（略）	（略）	（略）
四 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設（以下「廃油処理施設」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出する者	当該特定施設	第十二条から第十九条まで及び第二十三条	四 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設（以下「廃油処理施設」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出する者	当該特定施設	第十二条から第十九条まで及び第二十三条
五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三十八条第三項に規定する海洋施設等（廃油処理施設を除く。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出する者	当該特定施設	第二十三条	五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三十八条第三項に規定する海洋施設等（廃油処理施設を除く。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出する者	当該特定施設	第二十三条
2 （略）			2 （略）		
3 都道府県知事は、第一項に規定する特定施設に係る排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類に起因して、人の健康に係る被害を生			3 都道府県知事は、第一項に規定する特定施設に係る排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類に起因して、人の健康に係る被害を生		

4・5 (略) ずるおそれがあると認めるときは、行政機関の長に対し、第十五条又は第十六条の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置を執るべきことを要請することができる。	4・5 (略) ずるおそれがあると認めるときは、行政機関の長に対し、第十五条又は第十六条の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置を執るべきことを要請することができる。
--	--

改正案		○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第 号）（附則第二十一条関係）（傍線の部分は改正部分）
附 則 （経過措置） 第二条 （略） 一 日本船舶であつて、旅客船、タンカー（<u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第九号に規定するタンカーをいう。第四号において同じ。</u>）その他の国土交通省令で定める船舶 平成十六年七月一日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査、中間検査又は臨時検査の時期 二（五）（略）	附 則 （経過措置） 第二条 （略） 一 日本船舶であつて、旅客船、タンカー（<u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第九号に規定するタンカーをいう。第四号において同じ。</u>）その他の国土交通省令で定める船舶 平成十六年七月一日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査、中間検査又は臨時検査の時期 二（五）（略）	現 行

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（附則第二十二條關係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（業務） 第十二条（略） 一、十一の二（略） 十一の三 廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設（船舶若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十号に規定する海洋施設において生じた廃棄物（同法第四十四条に規定する廃有害液体物質等を含む。）又は第二号に掲げる業務の実施その他海洋における汚染の防除により収集された廃棄物の処理のための施設で廃棄物埋立護岸以外のものをいう。以下同じ。）、<u>廃油処理施設</u>（同法第三条第十四号に規定する廃油処理施設をいう。）及び排出ガス処理施設（同法第四十四条に規定する排出ガス処理施設をいう。）を管理運営すること。 十二、十四（略） 2、5（略）	（業務） 第十二条（略） 一、十一の二（略） 十一の三 廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設（船舶若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十号に規定する海洋施設において生じた廃棄物（同法第四十四条に規定する廃有害液体物質等を含む。）又は第二号に掲げる業務の実施その他海洋における汚染の防除により収集された廃棄物の処理のための施設で廃棄物埋立護岸以外のものをいう。以下同じ。）及び<u>廃油処理施設</u>（同法第三条第十四号に規定する廃油処理施設をいう。）を管理運営すること。 十二、十四（略） 2、5（略）

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第二十三条関係）

改正案	現行
（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例） 第三百四十九条の三（略） 2 28（略） 29 小型船舶検査機構が所有し、かつ、直接船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の二十七第一項第一号又は第三項第一号に規定する業務の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。 30 40（略） （特別土地保有税の非課税） 第五百八十六条 市町村は、国及び非課税独立行政法人並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、特別土地保有税を課することができない。 2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。 一 27の三（略） 27の四 小型船舶検査機構が直接船舶安全法第二十五条の二十七第一項第一号又は第三項第一号に規定する業務の用に供する土地 27の五 30（略） 3 4（略）	（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例） 第三百四十九条の三（略） 2 28（略） 29 小型船舶検査機構が所有し、かつ、直接船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の二十七第一項第一号又は第二項第一号に規定する業務の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。 30 40（略） （特別土地保有税の非課税） 第五百八十六条 市町村は、国及び非課税独立行政法人並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、特別土地保有税を課することができない。 2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。 一 27の三（略） 27の四 小型船舶検査機構が直接船舶安全法第二十五条の二十七第一項第一号又は第二項第一号に規定する業務の用に供する土地 27の五 30（略） 3 4（略）

（傍線の部分は改正部分）

○ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十一号）（附則第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （経過措置） 第二条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第五条から第八条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数百トン以上二百トン未満のものであつて前条ただし書の政令で定める日前に建造され又は建造に着手された船舶については、適用しない。	附 則 （経過措置） 第二条 この法律による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第五条から第八条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数百トン以上二百トン未満のものであつて前条ただし書の政令で定める日前に建造され又は建造に着手された船舶については、適用しない。

○広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）（附則第二十五条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（基本計画） 第二十条（略） 2（略） 一、四（略） 五 広域処理場の位置及び規模の決定並びにその建設工事の施行並びに廃棄物の搬入及びこれによる海面埋立てに当たつて、輸送活動、漁業生産活動その他の港湾及びその周辺の海域における活動との調整並びに周辺地域における生活環境並びに港湾及びその周辺の海洋環境の保全等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第十八号に規定する海洋環境の保全等をいう。）について十分配慮する」となされていること。 3、7（略）	（基本計画） 第二十条（略） 2（略） 一、四（略） 五 広域処理場の位置及び規模の決定並びにその建設工事の施行並びに廃棄物の搬入及びこれによる海面埋立てに当たつて、輸送活動、漁業生産活動その他の港湾及びその周辺の海域における活動との調整並びに周辺地域における生活環境並びに港湾及びその周辺の海洋環境の保全について十分配慮することとされていること。 3、7（略）

○ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第六十四号）（附則第二十六条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （経過措置） 第二条 （略） 2 （略） 3 前項の規定により交付した証書は、その交付後施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、有害液体汚染防止緊急措置手引書等に係る<u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等</u>の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）第一条の規定による改正後の<u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</u>（以下「<u>新海洋汚染等防止法</u>」という。）第十九条の三十七第一項の規定により交付した<u>海洋汚染等防止証書</u>とみなす。この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。 4 6 （略） 第三条 施行日前に建造された船舶についての<u>新海洋汚染等防止法</u>第十九条の三十六（有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「<u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第六十四号）の施行の日以後初めて</u>」とする。	附 則 （経過措置） 第二条 （略） 2 （略） 3 前項の規定により交付した証書は、その交付後施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、有害液体汚染防止緊急措置手引書等に係る<u>新法</u>第十七条の三第一項の規定により交付した<u>海洋汚染防止証書</u>とみなす。この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。 4 6 （略） 第三条 施行日前に建造された船舶についての<u>新法</u>第十七条の二（有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「<u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第六十四号）の施行の日以後初めて</u>」とする。

○国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第	号）（附則第二十七条関係） （傍線の部分は改正部分）
改正案 附則 （調整規定） 第三十二条の二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）の施行の日が前条の規定の施行の日前となる場合における同条の規定の適用については、同条（見出しを含む。）中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とする。	現行

○海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）（附則第二十八条関係）

改正案	現行
第二条 海上保安庁は、法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。 ②（略）	第二条 海上保安庁は、法令の海上における励行、海難救助、海洋の汚染の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。 ②（略）
第五条（略） 一～十（略） 十一 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。）及び海上災害の防止に関すること。 十二～二十八（略）	第五条（略） 一～十（略） 十一 海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。 十二～二十八（略）

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（附則第二十九条関係）

改正案	現行
（所掌事務） 第四条 一～十四（略） 十五 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。第百号において同じ。）及び海上災害の防止に関すること。 十六～九十九（略） 百 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。 百一～百二十八（略）	（所掌事務） 第四条 一～十四（略） 十五 海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。 十六～九十九（略） 百 船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関すること。 百一～百二十八（略）

（傍線の部分は改正部分）